令和7年度版 事業概要

(令和6年度 事業実績)

越谷市保健所

目 次

第1章	章 市の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	市勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	位置と面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	人口と世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	年齢3区分別人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	章 保健所の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5	予算・決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第3章	章 保健衛生事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
1	統計調査・事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
2	人口動態統計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
3	医療統計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
4	衛生関係免許事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
5	実習生等の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
6	施設見学等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
7	病院等の許可・届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
8	医療安全支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
9	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律	
	柔道整復師法 死体解剖保存法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
第4章	章 感染症対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
1	結核対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
2	感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
3	エイズ等性感染症相談・検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
4	肝炎治療医療費助成申請事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0

5	風しん抗体検査事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
6	ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
第5	章 難病・疾病対策及び医療費助成事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
1	先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付申請事務 ・・・・・・・・・・・	3 2
2	特定疾患等医療給付申請事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
3	難病患者支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
4	石綿健康被害救済制度の申請事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
5	原爆被害者各種申請事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
6	光化学スモッグ健康被害の受理及び相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
7	小児慢性特定疾患医療費給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
8	小児慢性特定疾病児家族教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
9	早期不妊検査費・不育症検査費助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
1	0 早期不妊検査費・不育症検査費助成事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
第6	章 精神保健 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
1	精神保健福祉相談事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
2	精神保健専門相談事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
3	ひきこもり相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
4	精神保健福祉法施行事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
5	精神保健普及啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
6	自殺対策推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
第7	章 生活衛生事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
1	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、	
	公衆浴場の確認・許可、監視指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
2	特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
3	建築物事業登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
4	遊泳用プール届出、監視・指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
5	水道施設数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
6	住居衛生に関する苦情相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
7	衛生害虫(蚊)の駆除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
8	スズメバチの巣の駆除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
9	水害発生後の床下消毒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4

	1	0	16	(製場)	又は	死亡	:	畜取	双扱	場	の 	許	可	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 4
	1	1	墓	基地等 (の経	営許	:可拿	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 5
	1	2	国	民健	康・	栄養	調	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 5
	1	3	絽	食施	設栄	養管	理	指導	争	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5 6
	1	4	食	品表	示(保健	事」	項)	に	関	す	る	相	談	• ;	指	導		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5 7
第	8	章	医	薬品等	対領	長事 う	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5 8
	1	;	薬局	号 等 許	可・	登録	ζ, <u>Ι</u>	監視	扎指	導			•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		5 8
	2	Ė	毒物	別劇物'	営業	者等	<u>:の{</u>	登錄	₹ 、	届	出.	. !	監	視	• ;	指	導	等		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		5 8
	3	;	薬物	加利用	防止	推進	事	業		•	•		•	•	•	•	•		•	•					•	•	•	•	•	•	•	5 9
	4	-	無承	《認無	許可	医薬	[品]	対第	돌 (無	承	認	無	許	可	<u>医</u>	薬	品	試	買	検:	查)		•	•	•	•	•	•	•	5 9
	5	į	家庭	運用品	安全	対策	į (į	家庭	至用	品	試	買	検.	査)		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		5 9
	6	;	温泉	利用 (の許	可、	監礼	視・	指	導		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5 9
	7	Ī	献血	1事業					•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		6 0
第	9	章	動物	物管理	排導	事事	業	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		6 1
	1	į	狂犬	(病予	访				•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		6 1
	2	į	動物	の適	正飼	養の	普	及·	啓	発			•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		6 1
	3	į	動物	取扱	業の	登録	t. 4	特定	三動	物	の <u>;</u>	飼	養	保	管	許	可;	伏	況			•	•	•	•	•	•	•	•	•		6 2
	4	1	飼い	きのい	いな	い猫	iの	不好	£·	去	勢.	手	術	費	補.	助	金	の [交	付					•	•	•	•	•	•	•	6 3
第	1	0	章	食品	衛生	事業	Ė			•	•		•	•	•	•	•		•	•					•	•	•	•	•	•	•	6 4
	1		食品	営業	許可	•	•			•	•		•	•	•	•	•		•	•					•	•	•	•	•	•	•	6 4
	2		食品	」関係	営業	者等	<u>ا</u> ^ (の徫	5生	教	育		•	•	•	•	•		•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	6 6
	3		食中	毒事	件の	発生	:状》	况		•	•		•	•	•	•	•		•	•					•	•	•	•	•	•	•	6 7
	4		食品	品に係る	る苦	情・	相詞	淡化	上数	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	6 7
	5		食品	4収去	等検	査	•			•	•		•	•	•	•	•		•	•					•	•	•	•	•	•	•	6 7
	6		食品	営業	施設	等の	立.	入核	查	:	•		•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		6 8
	7	j	越谷	診総合	食品	地方	i卸ā	売市	「場	_i の	監	視:	指	導		•	•		•	•					•	•	•	•	•	•	•	7 0
第	1	1	章	食肉	検査	事業	Ė			•	•		•	•	•	•	•		•	•					•	•	•	•	•	•	•	7 1
	1		と훝	検査	業務					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•		7 1
	2	į	認定	三小規模	模食	鳥処	理址	場の)監	視	指	導	業	務		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7 2
	3		発表	等実	績		•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7 3
第	1	2	章	衛生	検査					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•		7 4

1	衛生検査事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 4
2	令和6年度検査実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 5
3	令和6年度精度管理実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
4	調査研究等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
5	所有整備・学会参加等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5

第1章 市の概要

1 市勢

越谷市は、東京都心から半径 25km 圏内に位置している。昭和 37 年に東武鉄道と地下鉄日比谷線の相 互乗り入れが実現すると、人口の増加に拍車がかかり、首都近郊のベッドタウンとしての性格を色濃く 持つようになった。その後、JR武蔵野線の開通、東武鉄道の高架複々線化、道路網や公共下水道など の都市基盤の整備、公共施設の整備も進み、県南東部地域の中核都市として成長してきた。

近年、我が国の総人口は減少に転じ、地方自治体を取り巻く社会経済情勢も急激に変化してきている。このような状況の中、市民と市が恊働しながら住みよいまちづくりを進めるため、地方分権の時代にふさわしい、これからの越谷市のまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」を制定し、平成21年9月から施行した。

現在、令和3年度からスタートした第5次越谷市総合振興計画に基づき、本格的な人口減少社会を見据え、「将来にわたり活力ある地域社会の実現」そして「持続可能なまちづくり」という視点に立って市の将来像である「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」の実現を目指し、市民参加と協働によるまちづくりを進めている。

2 位置と面積

本市は、東西 8.6km、南北 11.5km、面積 60.24 kmの方形をした輪郭を示し、大宮台地と下総台地の間にはさまれた埼玉東部低地帯の一角を占め、土地は丘陵がなく平坦である。周囲は春日部市、さいたま市岩槻区、川口市、草加市、吉川市、松伏町の 5 市 1 町に隣接している。東縁を大落古利根川に、西縁を綾瀬川に挟まれ、中央を元荒川が貫流している。

3 沿革

◇町村合併

昭和29年(1954年)11月3日、埼玉県南埼玉郡桜井村、新方村、増林村、大袋村、荻島村、出羽村、蒲生村、大相模村、越ケ谷町、大沢町を廃し、その区域をもって越谷町として成立した。

昭和30年(1955年)11月3日、埼玉県北足立郡草加町大字伊原、上谷及び麦塚の区域を南埼玉郡 越谷町に編入する。

◇市制施行

昭和 33 年 (1958 年) 11 月 3 日、人口 48,318 人、埼玉県下 22 番目、全国 543 番目

◇特例市移行

平成15年(2003年)4月1日

◇中核市移行

平成 27 年 (2015 年) 4 月 1 日

4 人口と世帯数

(各年4月1日現在)

	世帯数	総	人		1世帯	人口密度
		男	女	計	平均人口	(1 km゚あたり)
令和5年	160,965 世帯	170,273 人	173,371人	343,644 人	2.13人	5,704人
令和6年	162,337 世帯	169,550人	173,131人	342,681 人	2.11人	5,688人
令和7年	163,985 世帯	169,073 人	172,919人	341,992人	2.08人	5,677人

※総人口は外国人住民を含んだ住民基本台帳人口

5 年齢3区分別人口の推移

5 年齢3区2	分別人口の推移	Λ 14	ᅸ	15 04	ᅸ	65 歳以上		
年次	総人口	0~14 (年少人		15~64 (生産年齢		(老年人		
昭和 50	195, 917	60,982	31.1	127,538	65.1	7,300	3.7	
55	223, 241	64,984	29.1	147,804	66.2	10,233	4.6	
60	253, 479	62,394	24.6	177,440	70.0	13,534	5.3	
平成 2	285, 259	53,529	18.8	212,014	74.3	17,756	6.2	
7	298, 253	47,639	16.0	226,087	75.8	23,581	7.9	
8	297,822	47, 292	15.9	226,500	76.1	24,030	8.1	
11	305,566	46,380	15.2	229,683	75.2	29,503	9.7	
12	308,047	46,280	15.0	230, 087	74.7	31,680	10.3	
13	309,743	46,180	14.9	229, 133	74.0	34, 430	11.1	
14	311,737	46, 151	14.8	228, 475	73.3	37, 111	11.9	
15	314,667	46,389	14.8	228, 190	72.5	40,088	12.7	
16	316,466	46,325	14.6	227, 457	71.9	42,684	13.5	
17	317,033	46,077	14.5	225, 381	71.1	45,575	14.4	
18	317,483	45,823	14.4	222, 881	70.2	48,779	15.4	
19	319, 164	45,737	14.3	220,876	69.2	52,551	16.5	
20	320,802	45,868	14.3	219,003	68.3	55,931	17.4	
21	323,886	46,011	14.2	218, 184	67.4	59,691	18.4	
22	326,881	46,092	14.1	218, 191	66.7	62,598	19.2	
23	328, 749	45,992	14.0	218, 563	66.5	64, 194	19.5	
24	329,712	45,646	13.8	216,898	65.8	67, 168	20.4	
25	330, 428	45, 341	13.7	213,820	64.7	71,267	21.6	
26	332, 745	45, 235	13.6	212,868	64.0	74,642	22.4	
27	334, 693	45, 127	13.5	211,827	63.3	77,739	23.2	
28	337, 181	45, 123	13.4	211,659	62.8	80,399	23.8	
29	339,677	45, 128	13.3	212, 251	62.5	82,298	24.2	
30	341,095	44,758	13.1	212, 168	62.2	84, 169	24.7	
31	343, 383	44,603	13.0	213, 472	62.2	85,308	24.8	
令和 2	344, 682	44, 247	12.8	213, 914	62.1	86,521	25.1	
3	345, 487	43,742	12.7	214, 349	62.0	87,396	25.3	
4	344,674	43,097	12.5	213, 718	62.0	87,859	25.5	
5	343,644	42,071	12.2	213, 853	62.2	87,720	25.5	
6	342, 681	40,957	12.0	213, 731	62.4	87,993	25.7	
7	341,992	39,967	11.7	214, 258	62.7	87,767	25.7	

資料:平成7年までは国勢調査、平成8年からは4月1日現在の総人口。

なお、構成比は年齢3区分別人口の合計から算出(国勢調査の年齢不詳数値は除く)

第2章 保健所の概要

1 沿革

平成27年4月1日に中核市へ移行するとともに、地域保健法に基づき越谷市保健所を設置した。

(1) 越谷市保健所開設に向けてのスケジュール

平成27年4月の保健所開設に向けて、保健所施設の建設、県からの事務移譲、職員の確保等を計画的に進めた。

平成 23 年度

年 度	取 組 事 項 等
平成 23 年 4 月	・保健医療部保健所準備室設置
7月	・越谷市立保健所設置基本計画策定支援業務委託契約締結
10月	・越谷市立保健所設置基本計画(案)策定
11月	・越谷市立保健所設置審議会条例施行
11 万	・審議会委員委嘱・越谷市立保健所設置基本計画(案)について諮問
12月~	・越谷市立保健所設置基本計画(案)に対する意見公募手続
平成 24 年 1月	(パブリックコメント)
2 月	・越谷市立保健所設置審議会からの答申
3月	・越谷市立保健所設置基本計画策定

平成24年度

年 度	取 組 事 項 等
平成 24 年 4 月	・旧看護専門学校土地・建物移管 ・動物管理施設設置場所協議
5月	・中核市移譲事務分担協議 ・(仮称)越谷市保健所建設工事設計業務委託契約締結
6月	・旧看護専門学校宿舎等解体工事請負契約締結議案可決
7月	・旧看護専門学校宿舎等解体工事解体工事説明会 ・県提示移譲事務資料確認、職員・組織体制検討
8月	・(仮称)越谷市保健所建設工事地質調査業務委託契約締結 ・動物管理施設地元自治会説明 ・専門職採用募集(獣医師、薬剤師)
12 月	・旧看護専門学校宿舎等解体工事変更契約締結議案可決 ・(仮称)越谷市保健所建設工事地質調査完了
平成 25 年 1月	・(仮称)越谷市保健所建設工事近隣周知
3 月	・(仮称)越谷市保健所建設工事設計、旧看護専門学校宿舎等解体工事完 了

平成 25 年度

<u>× = 0 1 / </u>	
年 度	取 組 事 項 等
平成 25 年 4月	・平成 25 年度実務研修職員派遣開始(13 名) ・備品・機器等整備着手 ・条例・規則等整備着手 ・事務処理マニュアル等整備着手 ・旧収集業務センター土地・建物移管
5月	・動物管理施設耐震診断・設計業務委託契約
6月	・(仮称)越谷市保健所建設工事請負契約議案提出 ・(仮称)越谷市保健所建設工事監理業務委託契約
7月	・専門職採用募集

平成 26 年 1月	・総務省ヒアリング、内示 ・厚生労働省資料提出
3月	・中核市指定申出議案

平成 26 年度

/% =0 - / /C	
年 度	取 組 事 項 等
平成 26 年 4 月	・平成 26 年度実務研修職員派遣(24 名) ・県知事へ中核市指定申出同意申入れ
6 月	・県議会申出同意議案 ・保健所外構工事 ・保健所関連分野の条例等(素案)に対する意見公募手続 (パブリックコメント)
7 月	・動物管理施設整備工事 ・総務大臣へ中核市指定申出 ・専門職採用募集
10 月	・(仮称)越谷市保健所竣工 ・備品・機器等搬入・設置開始
11月	・中核市指定
12 月	・保健所関連条例議案提出
平成 27 年 1月	・保健所竣工式(1月25日)
平成 27 年 4月	・保健所開設・業務開始(4月1日)

2 組織

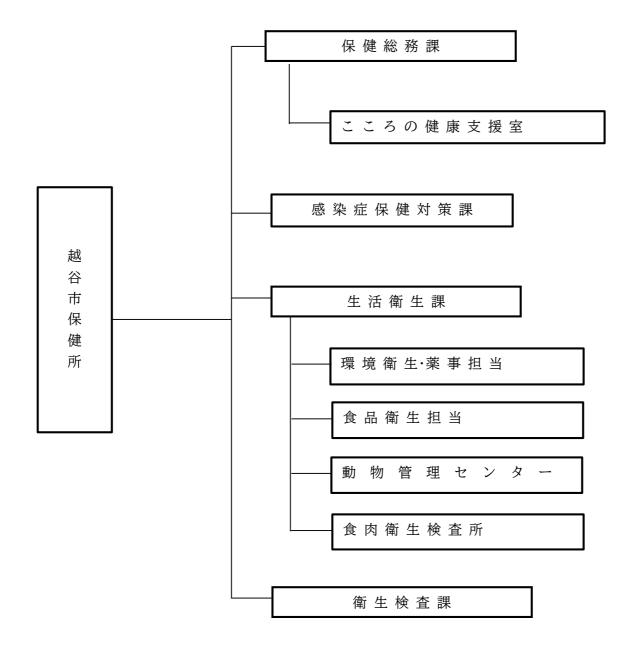
(1)職員構成

令和7年4月1日現在

					職種	内訳			
課	・担当	人数	医師	事務職等	保健師	獣医師	薬剤師	現業職	備考
所長		1	1						
保健総務課		9		8	1				課長(事)1 事務の1は技師
5	こころの健康支援室			4	2				事務の3は精神 保健福祉士、 1は社会福祉士
感染症保健対	策 課	17 (1)		5	12 (1)				課長(健)1 事務の1は技師
生活衛生課	環境衛生・薬事	7 (1)		1		2	4 (1)		課長(薬)1
111 PF 111 N	食品衛生	10		1		7	2		事務は栄養士
1441	動物管理センター			1		4 (1)		2	
食肉衛生検査所		11				11			
衛生検査課	7 (1)				2	5 (1)		課長(薬)1	
	合計	75 (4)	1	20	15 (1)	26 (1)	11 (2)	2	

^{※ ()} 内は県、他自治体からの派遣

(2)組織図



3 事務分掌

(1)保健総務課

- ・保健所の総務及び企画調整に関すること。
- ・保健師の現任教育に関すること。
- ・人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- ・保健衛生関係従事者の免許申請の受付に関すること。
- ・医療機関等の許可、届出、立入検査等に関すること。
- ・あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術所に関すること。
- ・柔道整復師法に基づく施術所に関すること。
- ・死体解剖保存法に基づく許可に関すること。

<こころの健康支援室>

- ・精神保健に関する相談支援に関すること。
- ・精神保健に関する普及啓発に関すること。
- ・自殺対策に関すること。

(2)感染症保健対策課

- ・感染症に関すること。
- ・感染症診査協議会に関すること。
- ・難病等に係る疾病対策及び医療給付等に関すること
- ・不妊治療に係る医療費助成等に関すること。

(3) 生活衛生課

<環境衛生・薬事担当>

- ・墓地等の経営等の許可に関すること。
- ・狂犬病予防に関すること。
- ・環境衛生営業施設の届出、許可、監視、指導等に関すること。
- ・専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に関すること。
- ・薬事に関すること。
- ・献血に関すること。
- ・ねずみ、衛生害虫等の駆除に関すること。

<食品衛生担当>

- ・食品衛生に関すること。
- ・特定給食施設の栄養指導等に関すること。

<動物管理センター>

・犬・猫の相談、動物取扱業の登録申請に関すること。

<食肉衛生検査所>

- ・と畜検査に関すること。
- ・食鳥検査に関すること。
- ・と畜場の設置の許可、指導等に関すること。
- ・食鳥処理の事業の許可、指導等に関すること。
- ・と畜場に併設する食肉処理施設の監視指導に関すること。

(4) 衛生検査課

・衛生検査に関すること。

4 施設概要

(1)基本設計

所 在 地 : 越谷市東越谷十丁目 31 番地

構 造 : 鉄骨造 4 階建 敷 地 面 積 : 5,923.46 ㎡ 延床面積: 3,861.06㎡

> 1階 1,647.01 m (内、夜間急患診療所 529.08 m)

2階 1,024.54 m² 3 階 1,061.84 m² 127.67 m² 4 階

施設の構成

屋階 4階 機械室

> 3階 【衛生検査課】 食品その他の検体の検査・分析を行うための検査室

> 2階 結核や感染症の検査・相談のための診察室・採血室

会議室・倉庫等

1階 【保健総務課】【感染症保健対策課】【生活衛生課】 夜間急患診療所

手続·相談窓口、相談室

1階 … 市民の方が相談や手続に訪れる窓口や事務室と、夜間急患診療所のフロア

2 階 … 結核や感染症の検査・相談のための診察室や、会議室などのフロア

… 食品その他の検体の検査・分析を行う検査室などのフロア

屋階(4階)…機械室等

駐 : 42 台 (障がい者用 3 台含む。保健所、夜間急患診療所共用) 車

駐 輪 場 : 20 台

5 予算・決算

(1) 令和6年度予算決算及び令和7年度予算の状況

(単位:円)

					(単位:	円)
各事業区分		令和6	5年度		令和7年	度
台事未应为 	当初予算額	構成率	決算額	構成率	当初予算額	構成率
保健所総計	964, 472, 000	_	916, 366, 193	_	983, 217, 000	_
保健所事務費	734, 538, 000	_	686, 173, 364	_	762, 441, 000	_
職員人件費	675, 800, 000	70.07%	622, 819, 014	67.97%	688,000,000	69.98%
保健総務一般事務経費	29, 108, 000	3.02%	27, 339, 477	2.98%	35, 211, 000	3.58%
感染症保健対策一般事務経費	7,320,000	0.76%	7, 452, 508	0.81%	10, 380, 000	1.06%
生活衛生一般事務経費	21, 440, 000	2.22%	25, 979, 134	2.84%	23,620,000	2.40%
衛生検査一般事務経費	870,000	0.09%	2, 583, 231	0.28%	5, 230, 000	0.53%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
保健衛生事業	45,664,000	_	26,018,608	_	40,584,000	_
保健衛生事業	1,550,000	0.16%	938, 945	0.10%	1,880,000	0.19%
感染症対策事業	42,014,000	4.36%	23, 538, 790	2.57%	31,514,000	3.21%
疾病対策事業	270,000	0.03%	149, 104	0.02%	270,000	0.03%
精神保健支援事業	1,830,000	0.19%	1,391,769	0.15%	6,920,000	0.70%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
母子保健事業	84,660,000	_	96, 644, 217	_	84, 520, 000	_
医療等支援事業	84,660,000	8.78%	96, 644, 217	10.55%	84,520,000	8.60%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
生活衛生事業	36, 990, 000	_	31, 177, 120	_	32,960,000	_
生活衛生事業	10,890,000	1.13%	8,015,157	0.87%	9,500,000	0.97%
医薬品等対策事業	290,000	0.03%	149,778	0.01%	320,000	0.03%
動物管理指導事業	5,540,000	0.57%	5, 571, 444	0.61%	5,760,000	0.59%
食品衛生事業	3,090,000	0.32%	1,897,931	0.21%	2, 370, 000	0.24%
食肉検査事業	17, 180, 000	1.78%	15, 542, 810	1.69%	15,010,000	1.53%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
衛生検査費	54, 480, 000	_	53,661,719	_	54, 870, 000	_
衛生検査事業	54, 480, 000	5.65%	53,661,719	5.86%	54, 870, 000	5.58%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
施設管理費	7,340,000	_	8, 304, 165	_	7,032,000	_
保健所・保健センター施設管理費	820,000	0.09%	640, 200	0.07%	820,000	0.08%
動物管理センター施設管理費	6,520,000	0.68%	7,663,965	0.84%	6, 212, 000	0.63%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
その他保健所費	800,000	_	14, 387, 000	_	810,000	
その他保健総務費	240,000	0.02%	197,930	0.02%	240,000	0.02%
その他感染症保健対策費	140,000	0.01%	13, 873, 275	1.51%	140,000	0.01%
その他生活衛生費	190,000	0.02%	146,745	0.02%	190,000	0.02%
その他衛生検査費	230,000	0.02%	169,050	0.02%	240,000	0.02%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%

第3章 保健衛生事業

1 統計調査・事業報告

令和6年度は、人口動態調査(毎月)、国民生活基礎調査(6月)、地域保健・健康増進事業報告(前年度実績等翌年度報告)、衛生行政報告例(前年度実績等翌年度報告)、医療施設調査〔動態調査(毎月)〕、医師・歯科医師・薬剤師統計(12月)、医療関係従事者届(12月)、病院報告(毎月)を実施した。

※医療施設調査〔静態調査〕、患者調査、受療行動調査は、令和5年度に実施したため、次回は 令和8年度に実施予定。

2 人口動態統計

(1)人口推移 (単位:人) 資料:国勢調査(各年10月1日現在)

区 分	全 国	埼玉県	越谷市
平成 12 年	126, 925, 843	6,938,006	308, 307
平成 17 年	127, 767, 994	7, 054, 243	315, 792
平成 22 年	128, 057, 352	7, 194, 556	326, 313
平成 27 年	127,094,745	7, 266, 534	337, 498
令和2年	126, 146, 099	7, 344, 765	341,621

(2) 総覧

		出	生			死	自然増減			
年 次	率	数	男	女	率	数	男	女	率	数
	‰	人	人	人	‰	人	人	人	‰	人
令和元年	7.2	2,485	1,362	1, 123	8.5	2,940	1,654	1,286	△1.3	△455
令和2年	7.1	2,381	1,239	1, 142	9.0	3,023	1,723	1,300	△1.9	△642
令和3年	7.0	2,385	1,265	1,120	9.5	3,259	1,830	1,429	$\triangle 2.6$	△874
令和4年	6.6	2,247	1,138	1,109	10.5	3,573	1,934	1,639	△3.9	△1,326
令和5年	6.1	2,058	1,007	1,051	10.5	3,579	2,044	1,535	△4.5	△1,521

	乳児	死亡	新生児	見死亡		死	産			周	産期死亡	
年次	率	数	率	数	蝌	数	自然	人工	崧	数	満22週 以 後	早 期 新生児
	‰	人	‰	人	‰	人	人	人	‰	人	人	人
令和元年	1.6	4	0.4	1	27.8	71	29	42	2.4	6	5	1
令和2年	1.3	3	ı	-	28.2	69	31	38	2.1	5	5	_
令和3年	1.3	3	ı	1	16.1	39	18	21	1.7	4	4	_
令和4年	1.8	4	0.4	1	26.4	61	24	37	1.8	4	3	1
令和5年	1.9	4	1.9	4	24.2	51	14	37	2.9	6	2	4

	婚	姻	離	婚	合計特殊
年 次	率	数	率	数	出生率
	‰	人	‰	人	_
令和元年	5.1	1,768	1.68	581	1.26
令和2年	4.4	1,474	1.65	553	1.29
令和3年	4.2	1,435	1.56	532	1.22
令和4年	4.2	1,418	1.47	500	1.16
令和5年	4.1	1,410	1.52	518	1.08

- ・出生・死亡・婚姻・離婚の率=(件数/人口)×1,000
- ·乳児死亡率=(乳児死亡数/出生数)×1,000
- ・新生児死亡率=(新生児死亡数/出生数)×1,000
- ·自然增加率=(自然增加数/人口)×1,000
- ·死産率= (死産数/出産数)×1,000
- ・周産期死亡率= {(後期死産数+早期新生児死亡数) / (出生数+後期死産数)} ×1,000
- ・合計特殊出生率= (母の年齢階級別出生数 /年齢階級別女子人口)

資料:埼玉県の人口動態概況

(3) 出生数及び出生率

	全 国		埼玉県		越谷市		
年 次	出生数	率	出生数	率	出生数	率	
	人	‰	人	‰	人	‰	
令和元年	865, 239	7.0	48, 298	6.7	2,485	7.2	
令和2年	840,835	6.8	47,328	6.6	2,381	7.1	
令和3年	811,622	6.6	45, 424	6.4	2,385	7.0	
令和4年	770,759	6.3	43, 451	6.1	2, 247	6.6	
令和5年	727, 288	6.0	42, 108	5.9	2,058	6.1	

資料:埼玉県の人口動態概況

(4) 体重別出生数

(単位:人)

年 次	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
計	2, 485	2, 381	2,385	2, 247	2,058
1,000g未満	8	10	4	9	5
1,000~1,499g	11	9	10	11	12
1,500~1,999g	26	21	33	19	24
2,000~2,499g	166	178	154	190	134
2,500~2,999g	940	864	923	809	810
3,000~3,499g	1,051	1,029	1,026	965	844
3,500~3,999g	265	236	214	219	212
4,000~4,499g	17	33	19	25	17
4,500~4,999g	1	1	2	0	0
5,000g以上	0	0	0	0	0
不 詳	0	0	0	0	0

資料:埼玉県保健統計年報

(5) 死亡数及び死亡率

	全 国		埼玉県		越谷市		
年 次	死亡数	率	死亡数	蝌	死亡数	率	
	人	%	人	%	人	%	
令和元年	1,381,093	11.2	69,537	9.7	2,940	8.5	
令和2年	1, 372, 755	11.1	70,758	9.9	3,023	9.0	
令和3年	1,439,856	11.7	75, 164	10.5	3, 259	9.5	
令和4年	1,569,050	12.9	82, 221	11.5	3,573	10.5	
令和5年	1,576,016	13.0	83, 597	11.8	3,579	10.5	

資料:埼玉県の人口動態概況

(6) 死因順位第5位までの死亡数及び死亡総数に占める割合

年 次	区分	1位	2位	3位	4位	5位
		悪性新生物	心疾患	老 衰	脳血管疾患	肺炎
	全 国	378,385人	205,596人	132,440人	102,978人	78,450人
		27.6%	15.0%	9.6%	7.5%	5.7%
		悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎
令和2年	埼玉県	20,463人	10,857人	5,842人	4,929人	4,607人
		28.9%	15.3%	8.3%	7.0%	6.5%
		悪性新生物	心疾患	肺炎	老 衰	脳血管疾患
	越谷市	907人	502人	199人	189人	175人
		30.0%	16.6%	6.6%	6.3%	5.8%
		悪性新生物	心疾患	老 衰	脳血管疾患	肺炎
	全 国	381,505人	214,710人	152,027人	104,595人	73,194人
		26.5%	14.9%	10.6%	7.3%	5.1%
		悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎
令和3年	埼玉県	20,576人	11,510人	6,896人	5,188人	4,778人
		27.4%	15.3%	9.2%	6.9%	6.4%
		悪性新生物	心疾患	老 衰	脳血管疾患	肺炎
	越谷市	948人	522人	259人	211人	199人
		29.1%	16.0%	7.9%	6.5%	6.1%
		悪性新生物	心疾患	老 衰	脳血管疾患	肺炎
	全 国	385,797人	232,964人	179,529人	107,481人	74,013人
		24.6%	14.8%	11.4%	6.9%	4.7%
		悪性新生物	心疾患	老 衰	脳血管疾患	肺炎
令和4年	埼玉県	20,635人	12,525人	8,444人	5,199人	4,640人
		25.1%	15.2%	10.3%	6.3%	5.6%
		悪性新生物	心疾患	老 衰	脳血管疾患	肺炎
	越谷市	976人	595人	364人	224人	179人
		27.3%	16.7%	10.2%	6.3%	5.0%
		悪性新生物	心疾患	老 衰	脳血管疾患	肺炎
	全 国	382,504人	231,148人	189,919人	104,533人	75,753人
		24.3%	14.7%	12.1%	6.6%	4.8%
		悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎
令和5年	埼玉県	21,009人	12,641人	9,338人	4,992人	4,933人
		25.1%	15.1%	11.2%	6.0%	5.9%
		悪性新生物	心疾患	老 衰	肺炎	脳血管疾患
	越谷市	945人	549人	369人	208人	193人
姿約・今国			15.3%	369人 10.3%	208人 5.8%	

資料:全国、埼玉県:埼玉県の人口動態概況 越谷市:埼玉県保健統計年報

(7) 乳児死亡数

	4070700																	
			新生児死亡				4											
年次	区 分	総数	計	1週未満	1週~2週未満	2週~3週未満	3週~4週未満	週~2か月未満	2 か 月	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	9 か 月	10 か 月	ll か 月
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
令和	全 国	1,654	755	578	80	61	36	184	122	107	98	75	64	67	58	49	40	35
和元	埼玉県	88	36	27	4	3	2	4	8	8	4	9	6	3	4	1	3	2
年	越谷市	4	1	_	_	_	_	I	ı	_	_	ı	_	_	-	ı	ı	_
令	全 国	1,512	704	552	55	55	42	155	105	85	97	67	73	57	61	38	37	33
和 2	埼玉県	75	32	26	3	-	3	10	2	5	3	5	4	4	3	3	2	2
年	越谷市	3	_	_	-	-	-	ı	I	-	_	I	_	-	_	I	I	-
令和	全 国	1,399	658	506	67	49	36	145	112	94	69	67	78	47	48	17	35	29
和 3	埼玉県	62	21	16	2	2	1	9	5	8	6	2	3	2	3	1	I	2
年	越谷市	3	_	_	_	_	_	ı	ı	_	_	I	_	_	_	ı	I	-
令	全 国	1,356	609	466	58	37	48	151	114	89	79	62	69	51	42	34	29	27
和 4	埼玉県	67	27	22	2	2	1	6	10	2	6	4	3	_	2	4	2	1
年	越谷市	4	1	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	-			-
令	全 国	1,326	600	461	53	46	40	128	93	86	85	86	58	57	43	33	31	26
和 5	埼玉県	69	35	31	2	1	1	7	3	3	3	6	1	1	4	2	1	3
年	越谷市	4	4	-	-	-	-	-	ı	-	-	_	-	-	_	_	-	-

※越谷市の詳細データは不明のため、計のみを掲載している。

資料:埼玉県の人口動態概況、厚生労働省「人口動態調査」

(8) 合計特殊出生率

年 次	全 国	埼玉県	越谷市
令和元年	1.36	1.27	1.26
令和2年	1.33	1.27	1.29
令和3年	1.30	1.22	1.22
令和4年	1.26	1.17	1.16
令和5年	1.20	1.14	1.08

資料:埼玉県の人口動態概況

3 医療統計

(1) 医療従事者数

【医師】

① 全体

(単位:人)

	全	玉	埼3	E県	越谷市		
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	
平成26年	311, 205	244.9	11,503	158.9	698	209.3	
平成28年	319,480	251.7	12, 172	167.0	745	219.1	
平成30年	327, 210	258.8	12,928	176.4	797	231.7	
令和2年	339,623	269.2	13,604	185.2	855	250.3	
令和4年	343, 275	274.7	13,661	186.2	917	268.9	

② うち病院・診療所の従事者

(単位:人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成26年	296,845	233.6	11,058	152.8	686	205.8
平成28年	304,759	240.1	11,667	160.1	727	213.8
平成30年	311,963	246.7	12, 443	169.8	779	226.5
令和2年	323,700	256.6	13,057	177.8	837	245.0
令和4年	327, 444	262.1	13, 224	180.2	901	264.2

【歯科医師】

① 全体

(単位:人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成26年	103, 972	81.8	5, 177	71.5	216	64.8
平成28年	104,533	82.4	5, 293	72.6	241	70.9
平成30年	104,908	83.0	5, 358	73.1	268	77.9
令和2年	107,443	85.2	5, 575	75.9	263	77.0
令和4年	105, 267	84.2	5,410	73.7	289	84.8

② うち病院・診療所の従事者

(単位:人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実数	人 口 対10万	実数	人 口 対10万
平成26年	100,965	79.4	5,095	70.4	213	63.9
平成28年	101,551	80.0	5, 202	71.4	235	69.1
平成30年	101,777	80.5	5, 271	71.9	264	76.7
令和2年	104, 118	82.5	5,468	74.4	257	75.2
令和4年	101,919	81.6	5,290	72.1	280	82.1

【薬剤師】

① 全体					((単位:人)	
	全 国		埼:	E県	越名	越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	
平成26年	288, 151	226.7	14, 190	196.0	641	192.3	
平成28年	301,323	237.4	15, 100	207.2	713	209.7	
平成30年	311,289	246.2	15,793	215.5	810	235.5	
令和2年	321,982	255.2	16,370	222.9	859	251.4	
令和4年	323,690	259.1	16,729	228.0	894	262.2	

② うち薬局、病院、診療所の従事者

/ ※	بب	•	ι,
(単	١١/.	•	人

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成26年	216,077	170.0	11,098	153.3	580	174.0
平成28年	230, 186	181.3	12,337	165.8	651	186.8
平成30年	240,371	190.1	12,868	175.6	715	207.8
令和2年	250,585	198.6	13,587	185.0	766	224.2
令和4年	253, 198	202.7	13,963	190.3	797	233.7

【保健師】

(単位:人)

				· / · /		
全国		国	国 埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成28年	51,280	40.4	2,067	28.4	76	22.4
平成30年	52,955	41.9	2,219	30.3	69	20.1
令和2年	55,595	44.1	2, 258	30.7	71	20.8
令和4年	60,299	48.3	2,311	31.5	83	24.1
令和6年	63,536	51.3	2,547	34.7	88	25.7

【助産師】

(単位:人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成28年	35,774	28.2	1,573	21.6	105	30.9
平成30年	36,911	29.2	1,692	23.1	104	30.3
令和2年	37,940	30.1	1,767	24.1	107	31.3
令和4年	38,063	30.5	1,615	22.0	114	33.1
令和6年	38,721	31.3	1,657	22.6	103	30.1

【看護師】

(単位:人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成28年	1, 149, 397	905.5	46,416	636.8	2,345	689.6
平成30年	1,218,606	963.8	50,844	693.6	2,477	723.4
令和2年	1,280,911	1015.4	54, 124	736.9	2,637	771.9
令和4年	1,311,687	1049.8	54,603	744.2	2,862	831.3
令和6年	1,363,142	1,101.1	60,639	827.0	3, 145	918.7

【准看護師】

(単位:人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成28年	323, 111	254.6	14, 435	198.0	477	140.3
平成30年	304,479	240.8	13,967	190.5	441	128.7
令和2年	284,589	225.6	13, 134	178.8	412	120.6
令和4年	254, 329	203.5	11,003	145.0	349	101.4
令和6年	233,022	188.2	10,860	148.1	347	101.4

※医療従事者数(各年12月31日現在)

人口対10万の人口(各年10月1日現在)

※医師、歯科医師、薬剤師統計は令和4年度まで公表済み。

資料:厚生労働省「医師、歯科医師、薬剤師統計」(隔年調査)、

厚生労働省「衛生行政報告例」、埼玉県保健統計年報

(2) 医療施設数

【病院】

全		国	埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
令和元年	8,300	6.6	342	4.7	15	4.4
令和2年	8, 238	6.5	342	4.7	15	4.4
令和3年	8, 205	6.5	343	4.7	15	4.3
令和4年	8, 156	6.5	342	4.7	15	4.4
令和5年	8, 122	6.5	342	4.7	15	4.4

【一般診療所】

- 144 HP 1141	24171 2						
	全 国		埼三	埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	
令和元年	102,616	81.3	4,378	59.6	189	54.9	
令和2年	102,612	81.3	4,383	59.7	184	53.9	
令和3年	104, 292	83.1	4,470	60.9	191	55.3	
令和4年	105, 182	84.2	4, 495	61.3	198	57.5	
令和5年	104,894	84.4	4,530	61.8	200	58.8	

【歯科診療所】

	全	国	埼3	E県	越谷市		
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	
令和元年	68,500	54.3	3,558	48.4	172	50.0	
令和2年	67,874	53.8	3,542	48.2	169	49.5	
令和3年	67,889	54. 1	3,550	48.4	173	50.1	
令和4年	67,755	54.2	3,542	48.3	173	50.2	
令和5年	66,818	53.7	3,510	47.9	171	50.3	

【救急告示病院】

	全国	埼玉県	越谷市
	実 数	実 数	実 数
令和元年	3,882	178	5
令和2年	3,882	178	5
令和3年	3,871	180	5
令和4年	3,855	179	5
令和5年	3,886	181	5

※各年 10 月 1 日現在

資料:厚生労働省「医療施設調査」

(3)病床数 【病院】

	全	国	埼	玉県	越谷市		
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実数	人 口 対10万	
令和元年	1,529,215	1,212.1	62,753	853.8	3, 108	900.9	
令和2年	1,507,526	1, 195. 1	62,934	856.9	3, 108	909.8	
令和3年	1,500,057	1, 195.2	62,857	856.4	3, 108	899.6	
令和4年	1,492,957	1,194.9	62,890	857.2	3, 113	904.2	
令和5年	1,481,183	1,191.1	62,947	858.6	3, 111	915.0	

【一般診療所】

	全	国	埼 :	E 県	越谷市		
	実 数	人 口 対10万	実数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	
令和元年	90,825	72.0	2,576	35.0	164	47.5	
令和2年	86,046	68.2	2,559	34.8	167	48.9	
令和3年	83,668	66.7	2,540	34.6 167		48.3	
令和4年	80,436	64.4	2,418	33.0	171	49.7	
令和5年	75,780	60.9	2,351	32.1	169	49.7	

※各年10月1日現在 資料:厚生労働省「医療施設調査」

4 衛生関係免許事務

市内に住んでいる(一部の免許については、市内で業務に従事している)方を対象に、厚生労働大臣 免許、埼玉県知事免許及び他都道府県准看護師免許の新規登録(他都道府県准看護師免許を除く)、書 換え、再交付などの申請を受け付け、県に送付している。

衛生関係免許受付件数(厚生労働大臣免許、埼玉県知事免許・他都道府県県准看護師免許)

(令和6年度)

					(1)	和 0 年度)
免許種別	申請内容	登録	訂正・書換	再交付	抹消(削除)	計
	調理師	86	24	11	0	121
	製菓衛生師	9	1	1	0	11
知 事 免 許	クリーニング師	1	0	0	0	1
	准看護師	26	7	4	1	38
免	栄養士	20	15	1	0	36
計	登録販売者	46	9	2	0	57
	受胎調節指導員	3	0	0	0	3
	小計	191	56	19	1	267
他	准看護師	-	1	1	0	2
他 県	小計	-	1	1	0	2
	医師	17	11	2	0	30
	歯科医師	3	3	0	0	6
	薬剤師	28	16	3	1	48
	管理栄養士	21	15	1	0	37
厚	保健師	22	19	1	1	43
生	助産師	4	4	0	0	8
厚生労働大臣免許	看護師	176	119	10	0	305
左	診療放射線技師	11	3	0	0	14
日 免	臨床検査技師	16	9	0	0	25
許	衛生検査技師	0	0	0	0	0
	理学療法士	26	10	0	0	36
	作業療法士	21	7	1	0	29
	視能訓練士	11	4	1	0	16
	小計	356	220	19	2	597
	合計	547	277	39	3	866

		令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	登録	199	203	165	191
	訂正・書換	41	57	33	56
知事免許	再交付	20	18	9	19
	抹消(削除)	0	0	0	1
	小計	260	278	207	267
	登録	ı	İ	ı	_
	訂正・書換	4	2	2	1
他県准看護師	再交付	2	0	0	1
	抹消(削除)	0	0	0	0
	小計	6	2	2	2
	登録	386	402	302	356
同	訂正・書換	176	194	203	220
厚生労働大臣免 許	再交付	15	14	8	19
i ii i	抹消(削除)	2	0	1	2
	小計	579	610	514	597
合計		845	890	723	866

5 実習生等の受入れ

地域保健における人材育成の一環として、実習生や臨床研修医の受入れを行っている。

		令和3年度		令和 4 年度		令和5年度		令和6年度	
		人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
中初化	保健師学生	12人	1日	12人	13 日	13 人	21 日	16人	21 日
実習生	医学生	-	-	-	-	3 人	4 日	-	-
吃卡班炒尼	歯科医師	-	-	3 人	1日	3 人	1日	4 人	1日
臨床研修医	医師	ı	-	-	_	_	ı	_	_

[※]新型コロナウイルス感染症対応に伴い、令和3年度は合同オリエンテーションのみ実施した。

6 施設見学等

令和6年度は、下記のとおり保健所の施設見学等を実施した。

14.	1410千尺167 1 1100 110 7 1100 110 110 110 110 110								
1	7/11	草加市議会議員	行政調査及び施設見学						
2	11/20	所沢市	視察及び施設見学						

7 病院等の許可・届出

病院等の許可申請数(令和6年度)

			申	請			
	開設許可	使用許可	変更許可	2ヶ所管 理許可	その他	申請 計	f
病院	1	13	40	0	0	54	4
診療所	27	2	29	0	0	5	8
歯科診療所	1	0	7	0	0		8
助産所	0	0	0	0	0		0
合 計	29	15	76	0	0	12	0

病院等の届出件数(令和6年度)

				届		出			
	開設届	一部 変更届	管理者 変更	廃止届	休止届	再開届	エックス線 届出	その他	届出計
病院	0	9	0	0	0	0	15	3	27
診 療 所	35	74	9	27	3	1	49	1	199
歯科診療所	5	29	3	6	0	0	19	0	62
助産所	2	0	0	0	0	0	0	0	2
歯科技工所	2	5	0	2	0	0	0	0	9
合 計	44	117	12	35	3	1	83	4	299

病院等への立入検査件数(令和6年度)

	実施件数			
病院	15			
有床診療所	9			
無床診療所	0			
合 計	24			

8 医療安全支援センター

医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、 医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている。(令和6年度 相談件数 176件)

9 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律 柔道整復師法

死体解剖保存法

(平成12年4月1日県より移譲)

(平成27年4月1日より地域医療課から保健総務課へ事務移管)

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく施術所 (単位:件数)

() E 11 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1										~~
年 度	開設届	変更届	廃止届	休止届	再開届	出張 開始届	出張 廃止届	出張 休止届	出張 再開届	計
令和2年度	15	41	11	1	1	11	1	0	0	81
令和3年度	9	40	4	2	1	5	0	0	0	61
令和 4 年度	11	44	9	0	1	4	4	0	0	73
令和5年度	9	43	12	0	0	6	2	0	0	72
令和6年度	12	50	6	0	0	5	6	0	0	79

柔道整復師法に基づく施術所

重整復師法!	(単位	立:件数)				
年 度	開設届	変更届	廃止届	休止届	再開届	計
知り左座	C	E 2	7	Λ	Λ	CE

平 及	用以用	久义用	/光止/田	小工油	中国	ПІ
令和2年度	6	52	7	0	0	65
令和3年度	8	33	5	0	0	46
令和 4 年度	10	42	9	0	0	61
令和5年度	16	42	8	0	0	66
令和6年度	2	59	6	0	0	67

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所実数(令和6年度) (単位:件数)

あん摩マッサージ指圧及	び、はり、きゅうを行う	柔道整復の施術所	= 1.	
施術所出張		未担金後の心他的別	計	
230	156	152	538	

死体解剖保存法に基づく死体保存の許可

年度	許可	計
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和 4 年度	0	0
令和5年度	0	0
令和6年度	0	0

第4章 感染症対策

1 結核対策

目 的 患者に適正な医療を提供し、費用負担の軽減を図るよう事業を実施する。

また、市民への結核に対する正しい知識の普及啓発を行い、患者家族等に対しては健康診断を行う等、結核のまる疑問はあ図る。

診断を行う等、結核のまん延防止を図る。

事業根拠 感染症法

補助金等

感染症予防事業費等負担金、結核医療費国庫負担(補助)金

(1) 登録患者数

目 的 保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄する区域内に居住する結核患者及び 厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。登録票に基 づく患者管理を行うことにより結核のまん延防止を図る。

対 象 結核患者、結核回復者

内 容 結核登録票に記録すべき事項

- (7)登録年月日及び登録番号
- (4)住所、氏名、生年月日、性別、職業、保護者の氏名及び住所
- (ウ)届け出た医師の住所及び氏名
- (エ)結核患者については、その病名、病状及び現に医療を受けていることの有無
- (オ)結核患者又は結核回復者に対して保健所がとった措置の概要
- (カ)生活環境その他結核患者又は結核回復者の指導上必要と認める事項

事業根拠 感染症法第12条、第53条の12

① 結核新登録患者数 (単位:人)

7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2000000	, ,						(1 1 1 2 7 4 7
				活 動	性 糸	吉 核		
			Į.	肺 結 核	活 動 性		肺外結	潜在性
		総数	小 計	喀痰塗抹 陽性	その他の 結核菌陽 性	菌陰 性・ その他	核活動性	結核
令和元	年	25	22	8	13	1	3	17
令和 2	年	27	21	10	9	2	6	11
令和 3	年	20	17	9	7	1	3	11
令和4	年	23	16	8	7	1	7	10
令和 5	年	19	14	8	5	1	5	19

② 年末時患者登録数・受療状況

(単位:人 令和6年)

				活動性結核					活		
					肺結核	泛活動性			了 江 新 外	動	潜在性
		総数	活動性(計)	小計	喀痰塗 抹陽性	その他 の結核 菌陽性	菌陰性その他	肺外結核 活動性	不活動性 肺結核	性不明	結核
総	数	65	16	13	7	4	2	3	20	29	30
	入院中	5	5	4	3	1	0	1	0	0	0
	外来治療中	9	9	8	4	2	2	1	0	0	13
	治療なし	46	1	1	0	1	0	0	20	25	17
	不明	5	1	0	0	0	0	1	0	4	0

[※]他疾患入院中は外来治療中に含める

◎令和6年度の結核相談等件数は延べ【 624 】件

(2) 結核患者の管理検診

目 的 結核登録者のうち治療修了者の再発の早期発見及び治療放置患者あるいは病状不明者 の病状把握や悪化の発見等による結核のまん延防止。

対 象 結核登録者のうち治療を修了した者及び治療放置患者あるいは病状不明者

内 容 エックス線検査等

実施方法 医療機関委託、患者本人への実施調査

事業根拠 感染症法第53条の13

実 績 (単位:件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
医療機関委託による 実施件数	45	36	23	44	48
患者本人への 実施調査件数	130	91	80	53	35
合計	175	127	103	97	83

(3)接触者の健康診断

目 的 結核患者の家族及び同居者並びに患者の接触者に対し、健康診断を実施し早期発見・ 早期治療につなげる。

対 象 結核患者の家族及び同居者並びに患者の接触者

内 容 QFT検査、T-SPOT検査、ツベルクリン反応検査、胸部エックス線検査、

喀痰検査

実施方法 保健所実施、医療機関委託

事業根拠 感染症法第17条

実 績 (単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療機関委託による 実施件数	30	17	21	29	67
保健所実施件数	95	43	73	123	109
集団健診検査件数	13	40	38	37	90
合計	138	100	94	189	266

(4) 感染症診査協議会及び結核医療費公費負担件数

目 的 越谷市長の諮問に応じ、必要な事項を審議する。

内 容 ①感染症法第 18 条第 1 項による通知及び第 6 項による報告: 就業制限

- ②感染症法第19条第1項及び第3項(※)による入院:入院勧告
- ③感染症法第20条第1項(※)による勧告及び第4項(※)による入院期間の延長

: 入院勧告入院延長

④感染症法第37条の2第1項による申請:公費負担

(※)第26条において準用する場合を含む。

実施方法 原則毎月第2、4水曜日

事業根拠 感染症法24条

実 績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数(回)	24	24	24	23	24
37条診査件数(件)	741**	30	34	22	26
37条の2 診査件数(件)	60	54	45	50	59

[※]令和2年度の37条 診査件数は、新型コロナウイルス感染症を含む。

(5) DOTS (直接服薬確認療法) 事業

感染症法第53条の14に基づき、患者本人や患者を取り巻く状況を踏まえ、医療機関等関係者との連携により、包括的な服薬支援体制を整備し、治療中断のリスクをなくし、患者の治療完了率の向上を図る。

実 績

120					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数(件)	37	35	30	28	53
実施者数(件)	37	22	30	28	53
実施率(%)	100	62.3	100	100	100

(6) 越谷市薬局DOTS事業 (平成29年10月26日から開始)

上記 DOTS 事業において、患者背景にあわせ薬局での DOTS が適当と保健所長が認めた者に対して、 越谷市にある結核指定医療機関である薬局と協定を結び、服薬支援に対して連携を図り、治療中断 のリスクをなくし、患者の治療完了率の向上を図る。

実 績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和 5 年度	令和6年度
実施件数(延)	8	0	0	13	45
協定薬局数 (か所)	10	10	9	8	20

(7) 結核定期健康診断の実施報告

目 的 感染症法第53条の2により事業者、学校の長、矯正施設その他の施設の長及び市町村長 は結核にかかる定期の結核健康診断を行い、感染症法第53条の7により保健所長及び市 長を経由して都道府県知事に報告することとされている。定期的に健康診断を実施す ることにより、結核の早期発見・早期治療につなげる。

対 象

実施義務者	対象	定期及び回数
1 事業者 (労働安全 衛生法第2条 第3号)	(1)学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。) において業務に従事する者 (2)病院、診療所、助産所、介護老人保健施設において業務 に従事する者 (3)社会福祉施設(★の施設のみ)において業務に従事する 者	毎年度
2 学校の長	(1)大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校 (就 業年数が1年未満のものを除く)の学生又は生徒	入学した年度
3 施設の長	(1)監獄に収容されている者	20歳に達する日の属 する年度以降におい て毎年度
	 (2)生活保護法に規定されている施設に収容されている者 ★ 救護施設 更正施設 (3)老人福祉法に規定されている施設に収容されている者 ★ 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム (4)障害者総合支援法に規定されている施設に収容されている者 	65歳に達する日に属する年度以降において毎年度
	★ 障害者支援施設 (5)売春防止法に規定されている施設に収容されている者 ★ 婦人保護施設	
4 市町村長	(1)1~3の対象者以外の者(市町村長が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く)	65歳の達する日の属 する 年度以降におい て毎年度
	(2)市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期

内 容 喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査 事業根拠 感染症法第53条の2、第53条の7

定期健康診断の報告数

(単位:人)

\ <u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>	が促然的句の我自然						
		事業者	学校長	施設の長	市		
侹	康診断対象者数	11,470	5, 567	1,038	87, 993		
	受診者数	10,987	4,871	1,022	24, 098		
	間接撮影者数	2,811	1,117	165	0		
	直接撮影者数	8,176	3,754	857	24,098		
嘚	F 痰検査者数	0	0	0	0		
粡	f密検査受診者数 	39	17	0	1		
	結核患者	0	0	0	0		
	結核発病のおそれがある と診断された者	3	0	0	0		

(8) 越谷市私立学校等結核予防事業費補助金交付事業

目 的 定期健康診断実施者の費用負担の軽減を図り、定期の結核健康診断の実施を促進する ことにより結核患者の早期発見とまん延防止を図る。

内 容 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条第1項の規定により、同法第53条の三の規定に基づく定期の健康診断に要する費用を補助する

対 象 越谷市私立学校等結核予防費補助金交付要綱に基づく私立学校又は施設の設置者

事業根拠 感染症法第60条第1項、越谷市私立学校等結核予防費補助金交付要綱

補助金等 なし

実 績 (単位:件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金交付数	11	15	14	15	17

(9) 療育給付

目 的 結核にかかっている児童に対し、医療並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給を 行い、療養に併せて学習の援助を行う。

対 象 結核にかかっており、医師が指定医療機関での長期間の入院を要するとした18歳未満 の児童

内 容 指定療育機関で行う結核の治療のうち、次のものが対象

- (1)診察
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ④病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (食事療養費の一部 も負担)
- ⑤移送
- ⑥学習に必要な物品の支給(学習用品)
- ⑦療養生活に必要な物品の支給(日用品)

事業根拠 児童福祉法第21条

補助金等

母子保健衛生費国庫負担金、結核児童日用品等負担金

実 績 (単位:件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和 5 年度	令和6年度
療育給付件数	0	0	0	0	0

2 感染症対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)に基づき、各種事業等を行い、感染症の予防と拡大防止を図るとともに、患者に対する適切な医療の提供を図ることにより、市民の健康保持を図る。

感染症発生届受理

目 的 感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への的確な 提供・公開

内 容 感染症法に基づく医師、獣医師からの感染症患者等の発生届の受理

事業根拠 感染症法第12条~16条

補助金等

感染症予防事業費等負担金、感染症患者入院医療費負担金

●発生届受理数 137件

主な感染症発生状況

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
腸管出血性大腸菌感染症	5	10	13	19	14
細菌性赤痢	1	0	0	0	0
レジオネラ	3	4	3	9	5
マラリア	0	0	0	0	0
デング熱	0	0	0	2	0
風しん	0	0	0	0	0
麻しん	0	0	0	0	4
新型コロナウイルス感染症	1,560	21,252	67,214	863	

[※]新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付け変更に伴い、令和5年5月7日分まで 集計

3 エイズ等性感染症相談・検査

(1) エイズ等性感染症相談・検査

目 的 後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」)及びその他の性感染症(以下「STD」)等に 関する適切な知識の普及啓発を図り、かつヒト免疫不全ウイルス(以下「HIV」)感染

及びその他のSTD等に関する健康相談や検査を実施することで、HIV及びSTD等の感染予防並びに患者及び感染者の早期発見に努め、健康保持を図る。

対 象 HIV及びその他のSTD等に関する健康相談や検査を希望する者

内 容 HIV及びその他のSTD等に関する健康相談とHIV、梅毒、B型肝炎、C型肝炎の検査

※クラミジア抗体検査は平成30年度で終了

実施方法 ①エイズ等性感染症検査 平成27年7月から月2回実施(第1・3水曜日)

予約制、匿名、感染の心配があり検査を希望する場合は、無料。

②健康相談(電話、面接)随時実施

事業根拠「特定感染症検査等事業実施要綱」

補助金等

感染症予防事業費等負担金、エイズ対策促進事業費

エイズ等性感染症検査

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
HIV 抗体検査	50	52	108	249	256
梅毒検査	50	50	111	250	257
B 型肝炎抗原検査	49	48	90	105	108
C型肝炎抗体検査	48	48	91	104	103

[※]令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止のため即日検査を中止し、通常検査の申込み人数を縮小して実施した。

エイズ等性感染症健康相談(電話、面接)

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	197	147	280	569	600

(2) HTLV-1 検査・相談

目 的 HTLV-1 感染者及び HTLV-1 感染関連疾患患者の早期発見及び二次感染の防止を図り、もって市民の健康増進に寄与すること。

対 象 ①検査日時点で越谷市内に住民登録がある者

②検査日時点で 16 歳以上である者

③妊婦健康診査の対象でない者

内 容 HTLV-1 に関する健康相談と検査

実施方法 ①健康相談(電話、面接)随時実施

②HTLV-1 検査 健康相談後、検査の対象となった方に実施

事業根拠「特定感染症検査等事業実施要綱」

HTLV-1 健康相談(電話、面接)

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	0	0	0	0	2

4 肝炎治療医療費助成申請事務

目 的 肝炎治療に係る経済的な負担を軽減することにより、肝炎患者が適切な肝炎医療を受けることができるようにする。

対 象 C型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療及びB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療とインターフェロン治療に係る医療費

内 容 「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要網」に基づく埼玉県への進達・交付事務 事業根拠 肝炎対策基本法及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(厚生労働省告示)

補助金等 肝炎治療特別促進事業(肝炎治療医療費助成)に関する事務委託

実 續 (単位:件)

2 4 101					(I I I I I I
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
治療受給者証交付件数	216	194	189	192	180

5 風しん抗体検査事業

目 的 市民に先天性風しん症候群の予防と風しんの感染拡大防止を促す。

対 象 ①妊娠を希望する18歳以上50歳未満の女性

②①の配偶者(事実婚を含む)又は風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者 ただし、過去に風しん抗体検査(妊婦健診等を含む)を受けたことがある者、明ら かに風しんの予防接種歴がある者若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴 がある者、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は除く。

内 容 HI法を原則とする風しん抗体検査(血液検査)

事業根拠「特定感染症検査等事業実施要綱」

補助金等 特定感染症検査等事業費

実 績 (単位:件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診件数	194	196	173	190	146

6 ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

- 目 的 肝炎ウイルス検査で陽性と判定された市民が早期に受診するとともに、早期治療につ なげる。
- 対 象 越谷市に住民票を有し、次のいずれかに該当する者のうち、フォローアップ事業への参 加に同意した者
 - ①1年以内に市が実施する肝炎ウイルス検査又は市が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診及び県又は県内市町村が実施する肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
 - ② 県が実施する検査費用助成事業の請求により把握した、肝炎ウイルスに起因する慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者
 - ③ 4年以内に市が実施する妊婦検診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
 - ④ 2年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

内 容 ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業に係る申請書、領収書等の経由事務 事業根拠 「埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱」

補助金等特定感染症検査等事業費、埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業事務委託

実 績 (単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
陽性者フォローアップ事業実 施件数	51	48	48	45	36
検査費用助成事業相談·受理 件数	36	29	20	21	21

第5章 難病・疾病対策及び医療費助成事業

1 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付申請事務

目 的 先天性血液凝固因子欠乏症等により保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分 の医療費等を、県が公費負担することにより、疾患に関する医療の確立、普及を図る とともに、医療費の負担軽減を図る。

対象疾患 ①第1因子(フィブリノゲン)欠乏症

- ②第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症
- ③第V因子(不安定因子)欠乏症
- ④第VII因子(安定因子)欠乏症
- ⑤第WI因子欠乏症(血友病A)
- ⑥第IX因子欠乏症(血友病B)
- ⑦第X因子(スチュアートプラウァー)欠乏症
- ⑧第XI因子(PTA)欠乏症
- ⑨第XⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
- ⑩第XⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
- ①von Willebrand(フォン・ヴィルブランド)病

次の項目をすべて満たす者が対象

指定の疾患にかかっている 20 歳以上の者 埼玉県内に住所がある者(越谷市在住者) 国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している者

内 容 「埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要網」に基づく埼玉県への進達・交付事務 事業根拠 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の別紙「先天性血液凝固因子障害等治療研究 事業実施要綱」

補助金等特定疾患・血液凝固因子欠乏症等に関する事務委託

実 績 (単位:件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
先天性血液凝固因子欠乏症等 医療給付件数	11	11	11	10	9

2 特定疾患等医療給付申請事務

目 的 特定疾患等の治療を受けている者が、保険医療機関で保険診療を受けた際、自己負担 分の医療費等の一部を、県が公費負担することにより、特定疾患等に関する医療の確 立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。

対 象 次の項目をすべて満たす方

- ①特定疾患等にかかっており、認定基準を満たす状況にある者
- ②埼玉県内に住所がある者(越谷市在住者)
- ③国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している者

内 容 申請書類(新規・継続・変更届・療養費請求等)の受理、県への送付、受給者証の 交付等

事業根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)が平成27年1月1日から施行

昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」に基づき、いわゆる難病のうち特定の疾患について医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

補助金等 特定疾患等医療給付事業事務委託

(1) 指定難病医療給付件数

(単位:件)

	指疋魁抦医療給勺件致				(単位・	
【指定		<u></u> 令和2年		令和4年		令和6年
番号	疾患名	度	度	度	度	度
001	球脊髄性筋萎縮症	3		3		3
002	筋萎縮性側索硬化症	28		24		28
003	脊髄性筋萎縮症	3	3	2	3	2
004	原発性側索硬化症	1	1	1	2	2
005	進行性核上性麻痺	39		32		
006	パーキンソン病	294	297	297	324	351
007	大脳皮質基底核変性症	10	12	10	13	14
800	ハンチントン病	7	7	5	8	6
009	神経有棘赤血球症	0		0		0
010	シャルコー・マリー・トゥース病	2		1	2	4
011	重症筋無力症	62	55	64	73	80
012	先天性筋無力症候群	0	0	0	0	0
013	多発性硬化症/視神経脊髄炎	41	48	50	48	52
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	15	12	12	13	14
015	封入体筋炎	1	2	2	2	2
016	クロウ・深瀬症候群	0	0	0	0	0
017	多系統萎縮症	20	17	16	16	17
018	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	70	65	66	65	69
019	ライソゾーム病	7		8		10
020	副腎白質ジストロフィー	0	0	0		0
021	ミトコンドリア病	4	4	4	4	4
022	もやもや病	28	28	25		26
023	プリオン病	0		1	0	0
024	亜急性硬化性全脳炎	0		0	0	0
025	進行性多巣性白質脳症	0	_	1	0	0
026	HTLV-1 関連脊髄症	3		1	1	1
027	特発性基底核石灰化症	1	0	0	0	1
028	全身性アミロイドーシス	5	_	13	_	16
029	ウルリッヒ病	0		10	10	10
	遠位型ミオパチー	0		0	0	0
031	ベスレムミオパチー	0		0	0	0
	自己貪食空胞性ミオパチー	0	_	0	0	0
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	0	·	0		0
034	神経線維腫症	8		10	·	0
035	天疱瘡	5		6		6
036	表皮水疱症	0		0		0
				- 0		- 0
037	膿疱性乾癬(汎発型)	5		<u>4</u>	5	4
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	0	2	0	0
039	中毒性表皮壞死症	10	1.0	1.4		1.5
040	高安動脈炎	12		14		15
041	巨細胞性動脈炎	0		3		2
042	結節性多発動脈炎	4	4	4	6	9.7
043	顕微鏡的多発血管炎	15		19	25	27
044	多発血管炎性肉芽腫症	5		2	3	4
	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	19		21	27	33
046	悪性関節リウマチ	6		5	5	5
047	バージャー病	3		<u>l</u>	<u>l</u>	1
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	1	1	2	1

049	全身性エリテマトーデス	176	182	189	203	205
050	皮膚筋炎/多発性筋炎	58	61	65	67	66
051	全身性強皮症	79	83	82	91	92
052	混合性結合組織病	36	33	35	33	36
053	シェーグレン症候群	36	40	39	44	46
054	成人スチル病	4	5	6	7	9
055	再発性多発軟骨炎	2	2	2	3	1
056	ベーチェット病	36	30	33	36	38
057	特発性拡張型心筋症	25	23	27	30	25
058	肥大型心筋症	6	4	4	6	4
059	拘束型心筋症	0	0	0	0	0
060	再生不良性貧血	21	19	18	15	16
061	自己免疫性溶血性貧血	3	3	3	3	3
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	3	3	4	5
063	特発性血小板減少性紫斑病	34	30	26	30	31
064	血栓性血小板減少性紫斑病	0	2	1	0	0
065	原発性免疫不全症候群	7	5	4	4	4
066	IgA 腎症	35	33	36	31	26
067	多発性嚢胞腎	50	52	50	54	50
068	黄色靱帯骨化症	11	8	6	5	8
069	後縦靱帯骨化症	45	36	36	43	40
070	広範脊柱管狭窄症	15	11	8	10	9
071	特発性大腿骨頭壊死症	40	35	42	44	39
072	下垂体性 ADH 分泌異常症	4	7	7	6	7
073	下垂体性 TSH 分泌亢進症	0	0	0	0	0
074	下垂体性 PRL 分泌亢進症	2	2	2	2	3
075	クッシング病	2	1	1	2	2
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0	0	0	0	0
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	5	4	4	4
078	下垂体前葉機能低下症	31	31	32	41	37
079	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0	0	0	0	0
080	甲状腺ホルモン不応症	0	0	0	0	0
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	3	4	4	4	4
082	先天性副腎低形成症	0	0	0	0	0
083	アジソン病	0	0	0	0	0
084	サルコイドーシス	22	22	24	22	23
085	特発性間質性肺炎	32	26	24	40	49
086	肺動脈性肺高血圧症	17	15	18	17	19
087	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	0	0	0	0	0
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	14	15	15	19	21
089	リンパ脈管筋腫症	3	4	4	4	3
090	網膜色素変性症	58	53	48	50	50
091	バッド・キアリ症候群	0	0	0	0	0
092	特発性門脈圧亢進症	0	0	0	0	0
093	原発性胆汁性胆管炎	35	32	32	34	34
094	原発性硬化性胆管炎	2	2	2	3	3
095	自己免疫性肝炎	15	16	14	13	11
096	クローン病	116	123	127	135	135
097	潰瘍性大腸炎	442	435	433	449	464
098	好酸球性消化管疾患	11	10	11	10	11
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	0	0	0	0	0

		_		_		
	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0	0		0	0
	陽管神経節細胞僅少症	0	0		0	0
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0	0	0	0	0
103	CFC 症候群	0	0	0	0	0
104	コステロ症候群	0	0	0	0	0
105	チャージ症候群	0	0	0	0	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	2	2	2	2	1
107	若年性特発性関節炎	0	1	1	3	2
108	TNF 受容体関連周期性症候群	0	0	0	0	0
109	非典型溶血性尿毒症症候群	0	0	0	0	0
110	ブラウ症候群	0	0	0	0	0
111	先天性ミオパチー	0	0	0	0	0
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	0	0	0	0	0
113	筋ジストロフィー	8	11	9	9	8
114	#ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	0	0	0	0
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0	0	0	0	0
	アトピー性脊髄炎	0	0		0	0
-	脊髄空洞症	0	0	_	0	1
	脊髄髄膜瘤	0	0	_	0	0
	アイザックス症候群	0	0		0	0
	遺伝性ジストニア	0	0	·	0	0
	神経フェリチン症	0	0	0	0	0
	脳表へモジデリン沈着症	1	1	1	2	2
	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0	0	0	0	0
	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	0	0		0	0
	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	0		0	1
-	ペリー症候群	0	0		0	0
	前頭側頭葉変性症	0	0	-	2	1
	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0	0		0	0
	ロープル ・	1	1	1	1	1
	完全主演至(一位区)总区M近 先天性無痛無汗症	1	1	1	1	1
	アレキサンダー病	0	0	0	0	0
		0	0		0	0
	先天性核上性球麻痺 メビウス症候群	0	0	·	0	0
-	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0			0	0
		1	0	1	0	0
	アイカルディ症候群	1	1	0	U	U
	片側巨脳症	0	0	·	U	U
	限局性皮質異形成	0	0		U	U
	神経細胞移動異常症	0	0		U	U
	先天性大脳白質形成不全症	0	0		U	0
-	ドラベ症候群	0	0	_	0	0
	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	0	0	0	0
	ミオクロニー欠神てんかん	0	0	0	0	0
	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	0	0	0	1
	レノックス・ガストー症候群	0	0	0	1	1
	ウエスト症候群	<u>l</u>	1	l	1	2
	大田原症候群	0	0	0	0	0
	早期ミオクロニー脳症	0	0	_	0	0
	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	0	0	0	0
	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	1	1	1	1	1
150	環状 20 番染色体症候群	0	0	0	0	0

1.5.1	- 7 1 L. V. (DV /k	1 0	Λ	Λ	۸	Λ
	ラスムッセン脳炎	0	0		0	0
	PCDH19 関連症候群	0	0	0	0	0
	難治頻回部分発作重積型急性脳炎 公油医明期性結構整合性を言って、	0	0		0	0
	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0	0		0	0
	ランドウ・クレフナー症候群	0	0	0	0	0
	レット症候群	0	0	0	0	0
	スタージ・ウェーバー症候群	1	<u>l</u>	I	1	1
	結節性硬化症	2	2	2	2	2
	色素性乾皮症	0	0		0	0
	先天性魚鱗癬	0	0		0	0
	家族性良性慢性天疱瘡	0	0	0	0	0
	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	5	9	7	7	6
	特発性後天性全身性無汗症	0	0		0	3
	眼皮膚白皮症	0	0	-	0	0
165	肥厚性皮膚骨膜症	0	0	0	0	0
166	弾性線維性仮性黄色腫	0	0	0	0	0
167	マルファン症候群	1	3	2	0	0
168	エーラス・ダンロス症候群	0	0	0	0	0
169	メンケス病	0	0	0	0	0
170	オクシピタル・ホーン症候群	0	0	0	0	0
171	ウィルソン病	0	0	0	0	0
172	低ホスファターゼ症	0	0	0	1	1
173	VATER 症候群	0	0	0	0	0
174	那須・ハコラ病	0	0	0	0	0
175	ウィーバー症候群	0	0	0	0	0
-	コフィン・ローリー症候群	0	0	0	0	0
	ジュベール症候群関連疾患	0	0	0	0	0
	モワット・ウィルソン症候群	0	0	0	0	0
-	ウィリアムズ症候群	0	1	0	0	0
	ATR-X 症候群	0	0	-	0	0
-	クルーゾン症候群	0	0	-	0	0
	アペール症候群	1	1	1	1	1
-	ファイファー症候群	0	0	0	0	0
	アントレー・ビクスラー症候群	0	0		0	0
	コフィン・シリス症候群	0	<u>0</u>	U	0	0
	ロスムンド・トムソン症候群	0	0	0	0	n O
-	歌舞伎症候群	0	0	0	0	0 N
	多脾症候群	0	0	0	0	0
	無脾症候群	0	0	_	0	0 0
-	無序症候群 鰓耳腎症候群	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	ウェルナー症候群	0	0	0	0	0
	コケイン症候群	0	0		0	0
	プラダー・ウィリ症候群	0	0	0	0	0
	ソトス症候群	0	0	0	0	0
	ヌーナン症候群	0	0	0	0	0
	ヤング・シンプソン症候群	0	0	0	0	0
	lp36 欠失症候群	0	0	0	0	0
	4p 欠失症候群	0	0	0	0	0
	5p 欠失症候群	0	0	0	0	0
	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0		0	0
201	アンジェルマン症候群	0	0	0	0	0

_				1	-	
	スミス・マギニス症候群	0	0	0	0	0
	22q11.2 欠失症候群	1	1	1	<u>l</u>	1
	エマヌエル症候群	0	0		0	0
	脆弱 X 症候群関連疾患	0	0		0	0
	脆弱X症候群	0	0		0	0
	総動脈幹遺残症	0	0	0	0	0
208	修正大血管転位症	0	0	0	0	0
209	完全大血管転位症	0	1	2	2	1
210	単心室症	0	0	0	2	1
211	左心低形成症候群	0	0	0	0	0
212	三尖弁閉鎖症	0	0	0	0	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	0	0	0	0
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0	0	0	1	1
215	ファロー四徴症	2	2	2	2	2
216	両大血管右室起始症	0	0	0	0	1
217	エプスタイン病	0	1	1	0	1
218	アルポート症候群	1	1	0	1	2
219	ギャロウェイ・モワト症候群	0	0	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	9	7	6	5	5
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	0	0	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	22	25	29	26	27
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	1	1	1	1
224	紫斑病性腎炎	1	1	1	2	2
225	先天性腎性尿崩症	0	0	0	0	0
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	2	1	2	3	2
227	オスラー病	1	1	2	2	2
	閉塞性細気管支炎	0	0	0	0	0
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	0	0	0	0	0
230	肺胞低換気症候群	0	0	0	0	0
231	α l-アンチトリプシン欠乏症	0	0	0	0	0
232	カーニー複合	0	0	0	0	0
	ウォルフラム症候群	0	0	0	0	0
	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	0	0	0	0	0
	副甲状腺機能低下症	2	1	1	1	1
	偽性副甲状腺機能低下症	0	0	1	1	1
	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	0	0	0	0
	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症	0	0		1	1
	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0	0		0	
	フェニルケトン尿症	0	0		3	2
	高チロシン血症 1 型	0	0	0	0	0
	高チロシン血症 2 型	0	0	0	0	0
	高チロシン血症3型	0	0	-	0	0
	メープルシロップ尿症	0	0	0	0	
	プロピオン酸血症	0	0		0	0
	メチルマロン酸血症	0	0		0	
	イソ吉草酸血症	1 0	n	0	0	0
	ブルコーストランスポータ-l 欠損症	<u> </u>	0		0	0
	ブルタル酸血症 1 型	<u> </u>	0	v	0	0
	ブルタル酸血症 2 型	<u> </u>	0		0	0
	尿素サイクル異常症	0	0	-	0	0
	リジン尿性蛋白不耐症	0	0		0	0
494	/ / / 小	1 0	U	U	U	U

253	先天性葉酸吸収不全	0	0	0	0	Λ
	ポルフィリン症	1	1	0	0	0
	複合カルボキシラーゼ欠損症	1	0		0	0
	筋型糖原病	0	0		0	0
	加至福原·M 肝型糖原病	0	0		0	0
	л 至端が20 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0	0	Ů	0	0
	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	0		0	0
	レンテンコレステロールテンルトノンスフェフーセス損症 シトステロール血症	0	1	0	0	0
	タンジール病	0	0		0	0
	アンマール病 原発性高カイロミクロン血症	0	0		2	2
	尿光性筒ガイロミグロブ血症 脳腱黄色腫症	0	0		0	0
		0	0		0	0
-	無ちりがタンパク血症 脂肪萎縮症	0	0		0	0
		2	2		1	1
	家族性地中海熱				1	1
	高 IgD 症候群	0	0		0	0
	中條・西村症候群	0	1	0	0	0
	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	1	1	0	0	0
	慢性再発性多発性骨髄炎	0	0	0	1.0	1.0
	強直性脊椎炎	9	7		10	10
	進行性骨化性線維異形成症	0	0	·	0	0
	肋骨異常を伴う先天性側弯症	22	25	0	0	0
	骨形成不全症	2	1	1	1	1
	タナトフォリック骨異形成症	1	1	0	0	0
	軟骨無形成症	0	0	0	0	0
	リンパ管腫症/ゴーハム病	2	1	0	1	1
	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)	1	1	0	0	0
	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)	0	0	1	0	0
	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)	0	0		0	0
	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0	0		<u>l</u>	1
	先天性赤血球形成異常性貧血	0	0		0	0
	後天性赤芽球癆	0	0	5	6	6
_	ダイアモンド・ブラックファン貧血	0	0		0	0
	ファンコニ貧血	0	0	0	0	0
	遺伝性鉄芽球性貧血	2	1	0	0	0
	エプスタイン症候群	0	0		0	0
	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	0	1	1
	クロンカイト・カナダ症候群	0	0	-	0	0
	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	0		0	0
-	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	0	0		0	0
	総排泄腔外反症	0	0	0	0	0
293	総排泄腔遺残	0	0		0	0
	先天性横隔膜ヘルニア	0	0	0	0	0
	乳幼児肝巨大血管腫	0	0		0	0
296	胆道閉鎖症	0	0		2	2
297	アラジール症候群	0	0	0	0	0
298	遺伝性膵炎	0	0	0	0	0
299	囊胞性線維症	0	0	0	0	0
300	IgG4 関連疾患	2	4	5	6	3
301	黄斑ジストロフィー	1	1	1	1	1
302	レーベル遺伝性視神経症	0	0	0	0	0
303	アッシャー症候群	0	0	0	0	0

				-		
304	若年発症型両側性感音難聴	0	0	0	0	0
305	遅発性内リンパ水腫	0	0	0	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	36	49	62	77	93
307	カナバン病	0	0	0	0	0
308	進行性白質脳症	1	0	0	0	0
309	進行性ミオクローヌスてんかん	0	0	0	0	0
310	先天異常症候群	0	0	0	0	0
311	先天性三尖弁狭窄症	0	0	0	0	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	0	0	0	0	0
313	先天性肺静脈狭窄症	0	0	0	0	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0	0	0	0	0
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B 関連腎症	0	0	0	0	0
316	カルニチン回路異常症	0	0	0	0	0
317	三頭酵素欠損症	0	0	0	0	0
318	シトリン欠損症	0	0	0	0	0
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	0	0	0	0	0
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	0	0	0	0	0
321	非ケトーシス型高グリシン血症	0	0	0	0	0
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
323	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0	0	0	0	0
324	メチルグルタコン酸尿症	0	0	0	0	0
325	遺伝性自己炎症疾患	0	0	0	0	0
	大理石骨病	0	0	0	0	0
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	0		0	0	0
	前眼部形成異常	0	0	0	•	0
328		0	0	·	0	0
329	無虹彩症	0	0	0	0	0
330	先天性気管狭窄症	0	0	0	0	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病	4	4	4	3	3
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0	0	0	0	0
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0	0	0	0	0
334	脳クレアチン欠乏症候群		0	0	0	0
	ネフロン癆		0	0	0	0
336	家族性低βリポタンパク血症1 (ホモ接合体)		0	0	0	0
337	ホモシスチン尿症		0	0	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		0	0	0	0
339	MECP2 重複症候群					0
340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)					0
341	TRPV4 異常症					0
	<u>計</u>	2,397	2,385	2,428	2,598	2,688
05	スモン		2	<u> </u>	<u> </u>	0
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0
32	重症急性膵炎	0	0	0	0	0
38	里址 志 注 辞 次 プリオン病 (ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)	0	0	0	0	0
30	I .				U	0
	計	2	2	0	0	0
995	溶血性貧血(県指定)	3	3	3	3	3
996	橋本病	1	0	0	1	0
997	特発性好酸球增多症候群(県指定)	2	2	1	1	0
999	原発性骨髄線維症	12	13	10	9	7
	'	18	18	14	14	10
		2,417				
	н н	⊔, TII	4, 100	L, 17L	4,014	1, 000

- ※指定難病の331 は平成30年4月1日から追加
- ※指定難病の332~333は令和元年7月1日から追加
- ※指定難病の334~338は令和3年11月1日から追加
- ※指定難病の339~441は令和6年4月1日から追加

3 難病患者支援事業

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、(1) は継続申請がなかったため減少、(2) ~ (4) は事業を中止したため0となった。

令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、(2)~(3)は事業を中止したため0となった。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら事業を実施(オンライン開催を含む)

(1)電話や面接、訪問等による個別支援

目 的 保健師等が関係機関と連携し、電話・面接・訪問等による個別支援を行うことで、難 病患者のQOLの向上、家族の介護負担の軽減を図る。

対 象 難病患者及びその家族

内 容 療養生活や介護方法等についての相談への対応、療養環境の整備、必要なサービスの

調整、精神面でのフォロー等 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱

補助金等 疾病予防対策事業費

事 績

事業根拠

1/A							
年度	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
公費負担申請·相談	875	3, 277	3, 143	1,533	2,000		
訪問指導	33	34	45	74	81		

(単位:件)

(2)難病医療講演会

目 的 難病医療や福祉サービス等に関して学ぶ場を提供することにより、患者の QOL の向上 や家族の負担軽減等を図り、療養生活を支援する。

対 象 患者、家族、関係者

内 容 難病医療に関する講義や療養生活に関する情報提供等

事業根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱

補助金等疾病予防対策事業費

実 績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
実施回数 (回)	0	0	1	1	2
延べ参加者数(人)	0	0	184	90	169

(3)地域難病従事者研修会

目 的 難病患者の支援者が難病に関する医療や保健・福祉等に関する知識や技術を習得することにより資質の向上を図るとともに、関係者の地域連携を図る。

対 象 難病患者の支援に携わる事業所や関係機関の職員

内 容 難病に関する医療や保健・福祉等に関する研修、情報交換、事例検討等

事業根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱

補助金等 疾病予防対策事業費

実 績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
実施回数(回)	0	0	3	2	2
延べ参加者数(人)	0	0	140	174	154

(4)難病患者家族交流会

目 的 身近な場所で患者家族同士が集う場を設けることにより、患者同士の交流を深め、患者のQOLの向上を図る。

対 象 患者、家族等

内 容 情報交換等

事業根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱

補助金等 疾病予防対策事業費

実 績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和 5 年度	令和6年度
実施回数 (回)	0	1	1	1	2
参加者数(人)	0	40	39	32	50

4 石綿健康被害救済制度の申請事務

目 的 石綿による健康被害者及びその遺族の救済のため

対 象 石綿による健康被害者及びその遺族

日本国内において石綿を吸入することにより①中皮腫、②肺がん(平成18年3月27日)、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚(平成22年7月1日改正)を発症し、①現在療養しているもの者、②法律の施行日及び改正政令施行日以前にこれらの疾病に起因して死亡したものの遺族、③法律の施行日及び改正政令施行日後に認定申請をしないでこれらの疾病に起因して死亡したものの遺族

内 容 認定及び救済給付の申請書及び請求書の受付業務等

事業根拠 石綿による健康被害の救済に関する法律 独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2

補助金等 石綿健康被害救済給付業務委託

実 績

(単位:件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成6年度
申請受理件数	0	0	0	2	2

5 原爆被害者各種申請事務

目 的 原爆被爆者等に対し手帳の交付・各種手当の支給を行い、被爆者の健康と生活の援助 に努める。

対 象 被爆者健康手帳の交付を受けた方及び被爆者二世健康手帳を取得できる方

内 容 医療機関の窓口で、保険診療における自己負担金を負担した方の、医療費の請求健康 管理手当証書の再発行被爆者二世健康手帳

事業根拠 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

補助金等 なし

実 績

(単位:件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
各種申請受理件数	20	9	12	12	28

6 光化学スモッグ健康被害の受理及び相談

目 的 光化学スモッグに係る「警報」「重大緊急報」に対し、健康被害の届出の受理、情報 の処理、保健指導等を行うことにより市民の健康被害の低減を図る。

対 象 市民

内 容 健康被害の届出の受理、情報の処理、保健指導等、関係機関との連絡等

事業根拠 大気汚染防止法第23条 越谷市大気汚染緊急時対策要綱

補助金等 なし

実 績 (単位:件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受理及び相談受理件数	0	0	0	0	0

7 小児慢性特定疾病医療費給付事業

(平成27年度事業開始)

- 目 的 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を市が助成する。
- 対 象 小児慢性特定疾病にかかり、国が定める疾病の状態の程度を満たしているもの 越谷市内に住所を有し、申請時点で18歳未満のもの(更新においては20歳未満)

対象疾患 16 疾患群 (801 疾病)

- 01 悪性新生物(白血病、リンパ腫、中枢神経系腫瘍、固形腫瘍 等)
- 02 慢性腎疾患(微小変化型ネフローゼ症候群、IgA 腎症 等)
- 03 慢性呼吸器疾患(慢性肺疾患、気道狭窄、気管支喘息 等)
- 04 慢性心疾患(心室中隔欠損症、ファロー四徴症、肺動脈狭窄症 等)
- 05 内分泌疾患(成長ホルモン分泌不全性低身長症、橋本病、バセドウ病 等)
- 06 膠原病(若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデス 等)
- 07 糖尿病(1型糖尿病、2型糖尿病等)
- 08 先天性代謝異常 (糖原病 I 型、フェニルケトン尿症 等)
- 09 血液疾患(血友病、血小板減少性紫斑病、再生不良性貧血 等)
- 10 免疫疾患(後天性免疫不全症候群 等)
- 11 神経・筋疾患(ウエスト症候群(点頭てんかん)、結節性硬化症 等)
- 12 慢性消化器疾患(胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症、アラジール症候群 等)
- 13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群(18トリソミー症候群、ダウン症候群等)
- 14 皮膚疾患(眼皮膚白皮症、レックリングハウゼン病(神経線維腫症 I 型) 等)
- 15 骨系統疾患(胸郭不全症候群、骨硬化性疾患、進行性骨化性線維異形成症 等)
- 16 脈管系疾患(巨大静脈奇形、巨大動静脈奇形、原発性リンパ浮腫 等)

事業根拠 児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)第 19 条の 2

補助金等 小児慢性特定疾病医療費国庫負担金(基準額×1/2)

小児慢性特定疾病対策国庫補助金(事務費)(基準額×1/2、上限あり)

受給者の状況

No.	対象疾患	対象件数*
01	悪性新生物	53
02	慢性腎疾患	10
03	慢性呼吸器疾患	13
04	慢性心疾患	53
05	内分泌疾患	41
06	膠原病	7
07	糖尿病	15
08	先天性代謝異常	5
09	血液疾患	5
10	免疫疾患	3
11	神経・筋疾患	32
12	慢性消化器疾患	29
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	9
14	皮膚疾患	2
15	骨系統疾患	4
16	脈管系疾患	1

※複数疾患で疾患群が違う場合はそれぞれ計上。疾患群が同じ場合は1とする。 (令和7年3月31日現在)

給付状況

年 度	申請者数(件)※1	受給者数(人)※2	給付額(円)
令和2年度	329	320	85, 217, 328
令和3年度	312	292	81, 226, 290
令和4年度	336	293	85, 079, 542
令和5年度	313	287	94, 928, 778
令和6年度	295	276	91, 013, 731

^{※1} 新規、継続、転入の申請者数

小児慢性特定疾病医療給付受給者数

(単位:人)

No.	対象疾患群	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
01	悪性新生物	45	44	54	54	53
02	慢性腎疾患	18	14	9	9	10
03	慢性呼吸器疾患	19	19	18	11	13
04	慢性心疾患	62	61	58	58	53
05	内分泌疾患	57	46	50	43	41
06	膠原病	8	9	9	10	7
07	糖尿病	20	19	13	17	15
08	先天性代謝異常	6	6	6	*	*
09	血液疾患	6	6	*	*	*
10	免疫疾患	*	*	*	*	*
11	神経・筋疾患	28	30	32	33	32
12	慢性消化器疾患	22	25	24	26	29
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	12	9	10	12	9
14	皮膚疾患	*	*	*	*	*
15	骨系統疾患	*	*	*	*	*
16	脈管系疾患	*	*	*	*	*
	計	277	303	310	297	282

[※]複数疾患で疾患群が違う場合はそれぞれ計上。疾患群が同じ場合は1とする。*印は5人以下。 (3/31 時点の受給者数)

^{※2 3}月31日現在の受給者数(受給者の人数)

8 小児慢性特定疾病児家族教室 (平成 29 年事業開始)

目 的 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療育を必要とする小児慢性特定

疾病児童及びその家族等に対する療育生活支援及び相互交流支援を目的とする。

対 象 市内在住の小児慢性特定疾病医療費給付事業を利用している児とその保護者

事業根拠 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第19条

実施状況

左莊	/ **		延べ参	加人数	
年度	実施回数	家族数	子ども	母親	その他
平成 29 年度	1 回	10 組	5人	10人	1人
平成 30 年度	1回	5 組	1人	5人	0人
令和元年度	1回	3 組	3 人	3 人	0人

[※]その他は、兄弟

実施状況 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

年度	内宓	実施回数	家族数	参加人数 延人数(実人数)			
中 及	年 度 内容 		外次数	患児	保護者	その他	
令和5年度	↑和 5 年度 相互交流支援事業		2 組	1人	2人	0 人	
15 111 5 1 122	TH-11/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/1	1回	- 1111	(1人)	(母2人)	(0人)	
令和6年度	介護者支援事業	7 回	2組	7人	14 人	13 人	
77740 平皮	(きょうだい児支援)		4 水土	(2人)	(母2人)	(きょうだい児3人)	

[※]令和2から4年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、中止とした。

9 早期不妊検査費・不育症検査費助成事業

(平成29年度事業開始。不育症検査費助成は平成30年度事業開始)

【令和3年1月より制度拡充(対象者要件に「事実婚関係にあること」を追加)】

【令和5年4月より制度拡充(検査開始時妻年齢が35歳未満である夫婦の助成上限額引き上げ)】

- 目 的 不妊に悩む夫婦に対し、不妊検査及び不育症検査に係る費用の一部を助成することによ
 - り、経済的負担を軽減し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図る。
- 対 象 (1) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
 - (2) 申請時に法律上の婚姻をしている夫婦であること、または事実婚関係にあること。
 - (3) 検査開始時の妻の年齢が43歳未満の方。

対象となる検査および助成額

保険医療機関において、不妊症及び不育症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査を夫婦が共に受けた場合、夫婦1組につき1回のみ2万円(助成対象となる不妊検査又は不育症検査の開始日において、妻の年齢が35歳未満である夫婦にあっては、3万円)まで助成。(千円未満切捨て)

補助金等 埼玉県早期不妊検査・不育症検査費助成事業補助金(基準額×10/10)

申請状況 助成件数および助成額

	不妊	検査費	不育症検査費			
	助成件数 助成		助成件数(件)	助成額(円)		
令和2年度	109	2,161,000	6	108,000		
令和3年度	113	2,241,000	15	288,000		
令和4年度	82	1,633,000	11	214,000		
令和5年度	117	2,920,000	10	247,000		
令和6年度	160	4,299,000	13	277,000		

10 先進医療不育症検査費助成事業

(令和3年度事業開始) 【令和4年12月より制度拡充(上限助成額を5万円から6万円に引き上げ)】

- 目 的 不育症に悩む夫婦に対し、先進医療不育症検査に係る費用の一部を助成することにより、 経済的負担を軽減し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図る。
- 対 象 (1) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
 - (2) 申請時に法律上の婚姻をしている夫婦であること、または事実婚関係にあること。
 - (3) 先進医療不育症検査を受けた不育症(2回以上の流産又は死産の既往があり、医師が不育症と判断した場合をいう。)の方。

対象となる検査および助成額

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成20年厚生労働 省告示第129号)において先進医療とされている不育症検査。

助成対象検査に係る費用のうち助成対象者の自己負担額の7割に相当する額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、1回の検査につき6万円を限度とする。

補助金等 母子保健衛生費国庫補助金(基準額×1/2)

申請状況 助成件数および助成額

	先進医療不育症検査費					
助成件数(件) 助成額(円)						
令和3年度	0	0				
令和4年度	0	0				
令和5年度	0	0				
令和6年度	0	0				

第6章 精神保健

こころの健康支援室は福祉部門との連携のため市役所内に設置されており、精神保健福祉相談、ひき こもり相談支援、自殺対策など精神保健全般を担っている。

こころの健康支援室には精神保健福祉士3名、保健師2名、社会福祉士1名が勤務しており、全員が精神保健福祉法第48条に定める精神保健福祉相談員を発令されている。また、会計年度任用職員の臨床心理士と事務がおり、令和6年度は計8名で対応した。

1 精神保健福祉相談事業

目 的 こころの健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

対 象 市民

実施方法 精神保健福祉士および保健師による面接、電話、訪問による相談・助言

内 容 睡眠障害、アルコール・薬物問題、ひきこもり等こころの健康に関する相談

精神保健福祉相談事業件数

(延べ件数)

	老人	社会 復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	健康 づくり	うつ 状態	摂食 障害	てん かん	その他	合計
R2	288	72	200	38	11	10	198	79	576	14	27	4,875	6,388
R3	265	105	254	34	3	11	221	72	487	19	29	3,822	5, 322
R4	372	51	257	16	10	8	191	972	394	49	54	3,821	6,202
R5	253	54	236	7	16	10	104	154	349	52	5	4, 138	5, 378
R6	342	62	246	13	53	15	83	236	489	4	49	5, 273	6,868

【厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告】

上記「その他」の内訳

(延べ件数)

	統合失 調症	躁状態	気分障害	人格障害	知的障害	児童虐待	受診援助	その他の 依存	その他	合計
R2	1,949	92	174	432	388	6	85	9	1,740	4,875
R3	1,482	113	72	503	431	10	163	16	1,134	3,924
R4	1,617	70	54	495	278	20	37	35	1,218	3,824
R5	1,600	35	88	434	271	46	25	14	1,625	4,138
R6	2,052	7	115	624	108	15	42	8	2,302	5,273

※重複あり。

上記「その他」の内訳の再集計

(延べ件数)

	発達障害	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	合計
R2	384	190	343	35	0	788	1,740
R3	290	212	276	18	0	338	1, 134
R4	187	228	141	10	0	652	1,218
R5	241	230	225	7	0	922	1,625
R6	193	291	245	9	0	1,564	2,302

相談件数合計の相談手段

(延べ件数)

	電話 (年度初)	電話(再)	訪問 (年度初)	訪問(再)	来所 (年度初)	来所 (再)	メール手紙	合計
R2	778	4,205	123	447	272	556	7	6,388
R3	705	3, 184	111	407	232	670	13	5,322
R4	920	3,691	183	445	332	614	17	6,202
R5	1,040	2,957	137	204	362	645	33	5, 378
R6	1,004	4, 447	163	211	440	587	16	6,868

警察及び受診援助への対応

警察から処遇相談があった場合や、23条通報で診察・措置不要になった場合及び措置入院解除後について、本人及び家族の支援を行う。また、必要に応じて警察と連携し入院の受診援助を行っている。

2 精神保健専門相談事業

目 的 通常の精神保健福祉相談では対応できない困難事例について、適切な医療や療養生活に 繋げるよう専門家によるスーパーバイズを受け、担当者のスキルアップを図る。

対 象 精神保健福祉相談において受理したケースにかかる関係機関

実施方法 精神科医師(偶数月)および公認心理師(奇数月)によるスーパービジョン

内 容 未受診事例等の相談、面接、訪問等

市保健所職員および関係各課の受理した相談の振り返り、疾病性の見立て、緊急介入の見立て等のスーパーバイズを受ける。

令和6年度専門相談事業件数

	開催回数	事例件数
医師による専門相談	6 回	訪問4件、面接3件
公認心理師による専門相談	5 回	検討事例 9 件

3 ひきこもり相談支援事業

ひきこもり市民教室

目 的 誰にも相談できず孤立しがちな当事者および家族、市民等に対し、専門家による講演等 を通じて正しい知識を普及する。

対 象 市内在住でひきこもりの当事者に関わる家族、関心のある市民、支援者など

実施方法 当事者による体験談、クロストーク(当事者と専門家)による支援について考える。

内 容 令和7年1月31日

参加者 12人

「地域で見守り、支える、ひきこもり」

越谷市生活自立相談よりそい 岡田 由紀子氏

就労準備サポート つながり 塩井 比呂志氏、蓮見 智弘氏

埼玉とうぶ若者サポートステーション 浜田 広平氏

ひきこもり連絡会議

目 的 市内関係団体・機関、庁内関係部署との協働連携を図るとともに、「断らない相談支援」 に向けた本市におけるひきこもり相談支援体制の構築をすすめる。

対 象 ひきこもり相談支援を担当している支援者(庁内外関係機関・団体)

内 容 令和6年8月22日

<u>参加者 16人</u>

各団体・機関の取組の状況や情報交換

ひきこもり家族のつどい

ひきこもり当事者の居場所

目 的 同じ悩みを抱える家族等に集いの場を提供して、グループワークによる対処能力の向上 を図るとともに、ひきこもり当事者に対しては居場所を提供して、社会と接点をもつ機 会をもうけ、ひきこもりからの回復について取り組む。

対 象 市内在住でひきこもり状態にある当事者及び家族

実施方法 当事者に居場所を提供し、家族同士の交流を深めるとともに保健所とのつながりを確保 する。

内 容 家族のつどい 年6回(奇数月 第3水曜日に実施)

参加者 延べ13人

事都の居駲 年12回(毎月 第2水曜日に実施)

参加者 延べ35人

ひきこもり女子会 令和6年 12月25日

参加者 2人

家族教室等の参加者で希望があった場合、地区担当者による個別面接を実施した。 なお、個別相談件数は相談事業欄参照

ひきこもり支援者研修会

目 的 ひきこもりを含む精神保健福祉相談を担当する支援者に対して、専門家によるスーパー バイズを実施してスキルアップを図る。

対 象 ひきこもり相談支援を担当している支援者(庁内外関係機関・団体)

実施方法 講義 (精神保健専門相談事業の7月開催分を下記内容で実施)

内 容 ひきこもり支援者研修会 令和6年7月16日

参加者 21人

講師 菊池臨床心理オフィス(公認心理師)

4 精神保健福祉法施行事務

目 的 精神保健福祉法に規定する法施行事務を確実に行い、精神障がい者の人権を守る。

内 容 法定書類のチェック

管内3精神科病院から提出される医療保護入院者入院届、同退院届、同定期病状報告書、措置入院者定期病状報告書が適正な内容であるかチェックし、春日部保健所を経由し埼玉県精神医療審査会へ提出する。

医療保護入院者入院届 863枚 医療保護入院者退院届 898枚

医療保護入院者更新届 208枚 措置入院者

定期病状報告書 7枚

5 精神保健普及啓発事業

目 的 こころの健康づくりや精神疾患(発達障害やアルコール問題等)に関する正しい知識の 普及・啓発を行うことにより、市民がこころの健康に関心を持ち精神的健康を保てるよ うにするとともに、精神障がい者に対する誤解や偏見を減らし、精神障がい者の社会復 帰・社会参加等への地域住民の関心と理解を深める。

対 象 市内在住で発達障害の当事者を抱える家族 アルコール問題の相談を希望する当事者、家族

実施方法 家族教室や専門相談等の開催

内 容 1 発達障がいの家族教室

「発達障害」についてその当事者を抱える家族に対する教室を行うことによって、 障害についての正しい知識や情報、対応方法等について学び、家族の不安の軽減 や孤独感の解消を図ることを目的とする。

①令和6年10月31日 講師 順天堂越谷病院 小日向 麻里子 医師 「発達障害の理解と対応について」

参加者 24人

②令和6年11月21日 講師 (自助グループ)「あではで・埼玉」皆様 「当事者・家族の体験談について」 参加者 12人

2 アルコール依存専門相談

アルコールに関する相談を希望する当事者や家族を対象に、断酒会の協力を得て 正しい知識の普及や治療の動機付けを行う。

令和6年11月11日

参加者 3組

6 自殺対策推進事業

目 的 越谷市を「誰も自殺に追い込まれることのない市」とする。

対 象 主に越谷市に在住、在勤者

事業内容

令和6年度自殺対策推進事業実績

中和 0 年度日報刈泉推進事業美 内 容	開催時期	実 績	備考
SOSの出し方に関する教育		受講者	補助金
①西中学校	①6月19日	①161人	補助率
②東中学校	②7月18日	②408 人	2/3
①中堅教諭資質向上研修(小・中学校中堅職員) ②学校業務員向けゲートキーパー研修 ③新栄中学校職員向けゲートキーパー研修 ④宮本小学校教職員向けゲートキーパー研修 ⑤市役所職員向けゲートキーパー研修(庁内管理職) ⑥学校相談員向けゲートキーパー研修 ⑦市民向けゲートキーパー研修 ⑧埼玉県立大学ゲートキーパー研修	① 8月05日 ② 8月07日 ③ 8月20日 ④ 8月21日 ⑤ 8月27日 ⑥10月30日 ⑦11月08日 ⑧12月17日	受講者 ①37人 ②40人 ③20人 ④22人 ⑤37人 ⑥17人 ⑦26人 ⑧26人 計 225人	補助金補助率 2/3
小・中学生を対象としたこころの 健康に関する図画コンクール ・最優秀作1点、優秀作9点に対 し、市長名の賞状を授与	10月3日図画審査会を開催 ・市内小中学校の児童・生徒 を対象に実施(小1~中3)	応募数 156 点	補助金補助率 2/3
自殺予防ポスター作製・配付 ・小・中学生を対象としたこころ の健康に関する図画コンクールの 最優秀作品でポスターを作製し、 自治会掲示板等に配布、掲示依頼	3 月の自殺対策強化月間に 合わせ、市内関係機関へ配布	配布数 2,000 枚	補助金補助率 1/2
駅構内作品展示 市内小中学校、特別支援学校によ る「いのちを大切に」をテーマと した作品を駅構内に展示 ①自殺対策予防週間 ②自殺対策強化月間	①9月(越谷駅) ②3月(越谷駅・大袋駅)	展示数 ①特別支援学校 1 校 の作品を展示 ②中学校 1 校、小学 校 1 校 (2 駅)の 作品を展示	補助金補助率 2/3
駅頭キャンペーン 越谷警察署、東武鉄道、越谷アルファーズの協力の下、自殺対策普及啓発品(こころの体温計カード等)を配布	① 9月10日(大袋駅) ②12月12日(新越谷駅) ③ 3月25日(越谷駅)	自殺予防普及啓発品 ① 500個 ② 500個 ③ 1,000個	補助金補助率 1/2

内 容	開催時期	実 績	備考
メンタルヘルスチェックシステム 「こころの体温計」 ・市ホームページからアクセスで きるセルフメンタルヘルスチェッ ク	通年実施	アクセス件数 35,721 件	補助金補助率 1/2
自殺未遂者相談支援事業 ・市内三次救急医療機関(獨協医 科大学埼玉医療センター)からの 要請に基づき、同意の取れた本人 又はその親族等に対し面接実施	通年実施	支援件数 23 件	補助金補助率 2/3
自死遺族相談 ・家族等を自死で亡くした遺族の相談を受け、自死遺族の会へつなぎ自責感や孤独感の軽減を図る	①9月12日 ②3月13日	①レビュー実施 ②1 人	補助金補助率 1/2
自殺対策連絡協議会 ・学識経験者、保健医療・法務・学校教育・産業労働・福祉関係者、自殺対策活動民間団体、公募市民等計 23 名からなる協議会において、自殺対策に関する協議を行う	10月29日	14名	補助金補助率 1/2
自殺対策研修会 ・庁内外関係部署に対し、市の自 殺対策の実情を学ぶ研修を実施 し、自殺予防に対する意識の向上 に取り組む	2月17日	38人	補助金補助率 2/3

補助金等地域自殺対策強化交付金交付要綱・埼玉県自殺対策強化事業費補助金要綱

[・]各事業に対する補助率は年度ごとに変更となる。

第7章 生活衛生事業

1 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場の確認・許可、監視指導

目 的 公衆衛生水準の確保と市民の健康を守るため、環境衛生監視指導等を実施する。

内 容 衛生的な生活環境を確保するために、各種営業許可・確認及び監視指導を行う。

事業根拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法

各業態の開設時や監視指導時に、法令基準、衛生管理要領等の遵守について確認及び指導すること により、衛生的な環境の確保を図った。

(令和6年度)

業種	施設数	許可·確認件数	監視件数
理容業	227 件	5 件	28 件
美容業	621 件	37 件	70 件
クリーニング業	135 件	1件	17 件
興行場	7件	0 件	1件
旅館業	30 件	1件	4件
公衆浴場業	21 件	1件	8 件
合 計	1,041件	45 件	128 件

2 特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導等

- 目 的 建築物の維持管理について環境衛生上の指導等を行い、建築物の維持管理のうち委託される事業については、適切に業務を行うよう登録基準に適合していること確認し、多数の者が利用する建築物衛生的な環境の確保を図る。
- 内 容 特定建築物の届出については、従事者の資格等の人的要件が満たされていることを確認し、 受理する。又、建築物事業登録申請については、各建築物事業の機器等の物的用件、従事 者の資格等の人的要件が満たされていることを確認し、登録を行う。

事業根拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

特定建築物 (令和6年度)

用途	施設数	うち公的施設(再掲)	届出数
興行場	1件	1件	0件
百貨店	10 件	0件	1件
店舗	22 件	0件	0件
事務所	17 件	2件	0件
学校	9件	8件	0件
旅館	0 件	0件	0件
その他	8件	7件	0件
合 計	67 件	18 件	1件

3 建築物事業登録

登録事業

(令和6年度)

業種	施設数	登録数
建築物清掃業	4件	0 件
建築物空気環境測定業	1件	0 件
建築物空気調和用ダクト清掃業	0件	0 件
建築物飲料水水質検査業	1件	0 件
建築物飲料水貯水槽清掃業	13 件	2 件
建築物排水管清掃業	1件	0件
建築物ねずみ昆虫等防除業	0件	0件
建築物環境衛生総合管理業	1件	0 件
合 計	21 件	2 件

4 遊泳用プール届出、監視・指導

目 的 施設規準、維持管理基準及び水質基準により、プールの衛生の向上及び安全の確保を図る。 内 容 開設届受理時、監視時に施設規準、維持管理基準及び水質基準に適合していることを確認 し、適合していない場合には、指導等により改善させ利用者の衛生・安全を確保する。

事業根拠 越谷市プールの安全安心要綱

プール施設数

(令和6年度)

	通年	季 節	合 計	監視数
公 営	2 件	1件	3 件	3 件
民 営	7件	0 件	7件	1件

5 水道施設数

専用水道の布設工事の設計について、施設基準に適合していることを確認した。 (令和6年度)

専用水道施設数	確認数
16 件	3件

6 住居衛生に関する苦情相談件数

住居に係る苦情・相談を受け、その対策などを指導するとともに駆除処理業者などを紹介した。

(令和6年度)

No	種類	件数
1	シロアリ、アリ、ダニ	10
2	ネズミ	49
3	その他生物など	456
4	その他(VOC等)	9
	合 計	524

注: VOC とは、ホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物のこと。

7 衛生害虫(蚊)の駆除

自治会等からの依頼に基づき、道路側溝等へ薬剤散布を行い、蚊の幼虫であるボウフラを駆除し、 公衆衛生等の改善を図った。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
薬剤散布 小規模	97 件	124 件	98 件	55 件	44 件
薬剤散布 大規模	45 件 (52,750 ℓ)	47 件 (57,070 ℓ)	49件 (54,670 ℓ)	47件 (53,185ℓ)	55 件 (58,290 ℓ)

8 スズメバチの巣の駆除

市民からの依頼に基づき、民有地に営巣したスズメバチの巣を業者委託により駆除した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スズメバチ の巣駆除	191 件	251 件	206 件	173 件	221 件

9 水害発生後の床下消毒

台風等の大雨による家屋の浸水被害発生後に、罹災家屋の床下にクレゾールを散布し、公衆衛生の確保を図った。

	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
床下消毒	0件	0件	10 件	1,479件 (台風2号)	0件

10 化製場又は死亡獣畜取扱場の許可等

内 容 化製場又は死亡獣畜取扱場を設置する場合の許可、指導等を行う。

市長が指定した区域において、政令で定めた動物の種類及び県条例で定めた数の動物を飼養する場合の許可を行う。

事業根拠 化製場等に関する法律、化製場等に関する法律施行令、化製場等に関する法律施行規則、 埼玉県化製場等に関する法律施行条例、越谷市化製場等に関する法律施行条例、越谷市 化製場等に関する法律施行細則

(令和6年度)

施設名	施設数		
化製場	7 件		
死亡獸畜取扱場	0 件		
化製場等に準用する施設	2 件		
動物の飼養等の許可	犬15件(みなし許可7件)、豚5件		

11 墓地等の経営許可等

目 的 地域の公衆衛生を保持し、快適な住環境の保全に務め、住みよいまちづくりを目指す。 内 容 墓地及び納骨堂、火葬場について、経営の許可を行う。

事業根拠 墓地、埋葬等に関する法律、墓地、埋葬等に関する法律施行規則、越谷市墓地、埋葬等 に関する法律施行条例、越谷市墓地、埋葬等に関する法律施行細則、越谷市墓地等事前 協議実施要綱

	用途	墓地等 台帳件数	令和2年度 許可件数	令和3年度 許可件数	令和4年度 許可件数	令和5年度 許可件数	令和6年度 許可件数
	宗教法人	73 件	0件	0件	0件	0件	0件
墓地	共同墓地	99件	0件	0件	0件	0件	0件
	個人墓地	48 件	0件	0件	0件	0件	0件
	納骨堂	3件	0件	0 件	0 件	0件	0件
	火葬場	1件	0件	0件	0件	0件	0件

12 国民健康・栄養調査

(令和元年度までは市民健康課が実施)

目 的 国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の 総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省が毎年実施す る。

内 容 ① 栄養摂取状況調査(世帯状況、食事状況、食物摂取状況、1日の身体活動量(歩数))

- ② 身体状況調査(身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、問診)
- ③ 生活習慣調査(食生活、身体活動・運動、休養(睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等)

事業根拠 健康増進法(平成14年法律第103号)第10条第3項

補助金等 国庫負担金 10/10 (健康増進法 (平成 14 年法律第 103 号) 第 13 条)

実施状況(令和2年度~令和6年度)

711 F 17 C	NG (1911	一十八人	14 111 4	一人							
左	下 度		調査対 象世帯 数				$H \cup J \cup $	1 H2 /1 /1 17 17 1		生活習 慣調査	
	単位	世帯	世帯	世帯	人	人	人	人	人	人	
令和	12年度	_	_	_	_	_	_	_		_	_
令和	13年度	1	58	_	_	_	_	_	1	1	南荻島出津自治会館
令和	14年度	1	17	5	14	6	14	14	2	10	赤山交流館
令和	05年度	1	16	9	19	15	19	19	4	16	大林会館
令和	16年度	1	69	20	49	36	49	46	16	42	桜井地区センター

[※]令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

[※]令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため途中中止

13 給食施設栄養管理指導

(令和元年度までは市民健康課が実施)

目 的 給食施設における栄養管理に関する指導・助言を行い、喫食者の健康づくりのための食 環境を整備する。

対 象 市内給食施設

内 容 (1) 個別指導(実地指導、来所相談、電話相談)

- (2) 集団指導(講習会の開催、給食施設の事例共有)
- (3) 栄養管理状況の確認(報告書による状況確認)

事業根拠 健康増進法(平成14年法律第103号)第18条第1項第2号及び第22条

「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」(令和2年3月31日 健健発0331第2号厚生労働省健康局健康課長通知)

実施状況(令和2年度~令和6年度)

(施設数)

	特定給	食施設	その他の給食施設	
年 度		1回300食以上又は		計
	1日250食以上	1日750食以上	1日250食未満	
令和2年度	66	14	43	123
令和3年度	74	17	72	163
令和4年度	176	39	104	319
令和5年度	99	16	62	177
令和6年度	46	13	53	112

- ※令和2年度内訳(1)71施設(うち実地指導37施設)・(2)52施設/1回
- ※令和3年度内訳(1)68施設(うち実地指導37施設)・(2)95施設/5回
- ※令和4年度内訳 (1) 100 施設 (うち実地指導89 施設)・(2) 219 施設/7回
- ※令和5年度内訳(1)88施設(うち実地指導61施設)・(2)89施設/4回
- ※令和6年度内訳(1)51施設(うち実地指導23施設)・(2)57施設/3回

栄養管理状況確認施設数(令和2年度~令和6年度)

(施設数)

	特定給	食施設	その他の給食施設	
年度	1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満	計
令和2年度	66	12	89	167
令和3年度	68	12	97	177
令和4年度	67	14	100	181
令和5年度	75	15	99	189
令和6年度	77	15	98	190

14 食品表示(保健事項)に関する相談・指導

(令和元年度までは市民健康課が実施)

目 的 食品表示の適正化を図り、消費者が適切な情報のもとで食品を選択できるようにする。

対 象 市内事業者および市民

内 容 (1) 確認検査(市内で販売される食品の確認)※令和2年度から

(2) 個別指導(事業者からの相談、監視指導や確認検査で生じた指導、措置等)

(3) 集団指導(講習会の開催)※令和元年までは市民への講習を含む

事業根拠 食品表示法 (平成 25 年法律第 70 号)

健康增進法(平成14年法律第103号)第65条第1項

実施状況(令和2年度~令和6年度)

年度	確認検査 (品数)	個別指導 指導	(指導数) 措置	集団指導 (参加施設数)
令和2年度	41	40	0	21
令和3年度	81	48	0	9
令和4年度	104	46	0	42
令和5年度	49	25	0	32
令和6年度	38	23	0	0

※令和 3 年度 集団指導 YouTube 視聴回数 912 回

※令和 4 年度 集団指導 YouTube 視聴回数 262 回

※令和 5 年度 集団指導 YouTube 視聴回数 167 回

※令和6年度 集団指導 YouTube 配信なし

第8章 医薬品等対策事業

目 的 公衆衛生水準の確保と市民の健康を守るため、薬局等監視指導等を実施する。

内 容 医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局等の医薬品販売業、医療機器 販売業等の監視指導を実施する。

また、毒物劇物等による危害又は事故を未然に防止するため、毒物劇物営業所等に立入検査を実施し、毒物劇物等の適正な取扱い、保管管理の徹底を図る。

その他、埼玉県と連携した薬物乱用防止の啓発活動や、家庭用品に係る買上検査、温泉 等の利用許可及び立入検査、献血推進等を実施する。

事業根拠 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、温泉法、安全な血液製剤の安

定供給の確保等に関する法律

1 薬局等許可・登録、監視指導

薬局、医薬品販売業、毒物劇物販売業等の許可・登録及び監視指導を行った。

薬局等の監視指導に当たっては、対象施設の構造設備、品質管理の状況、管理者等の実地管理の状況を調査指導し、その適正化を図った。

(令和6年度)

業態	施設数	許可(届	監視数	
未思	他改数	新規	更新	監忱奴
薬局	172	15	22	61
店舗販売業	66	5	10	13
卸売販売業	34	1	3	16
再生医療等製品販売業	3	0	1	2
高度管理医療機器等販売業・貸与業	195	18	19	54
管理医療機器販売業・貸与業	445	25		96
薬局製剤製造販売業	10	0	2	4
薬局製剤製造業	10	0	2	4

2 毒物劇物営業者等の登録、届出、監視・指導等

毒物劇物に起因する保健衛生上の危害発生の未然防止を図るため、毒物劇物販売業者等に対する監視指導を行い、毒物劇物の危害防止に関する自主管理体制を確立する。

(令和6年度)

			\ \	14 11-0 1 /2/
業態	施設数	登録(届	監視数	
未心	心心交叉	新規	更新	血化级
毒物劇物販売業	76	2	12	22
毒物劇物業務上取扱者	5	0		0

3 薬物乱用防止推進事業

埼玉県春日部保健所管内薬物乱用防止指導員協議会(担当区域:春日部市、越谷市、松伏町)に協力し、イベント会場での啓発活動や街頭キャンペーンを実施するなど、薬物乱用防止の推進に努めた。

(令和6年度)

時期	内容	場所
R6.6.5	薬物乱用防止指導員協議会総会	春日部地方庁舎
R6.7.12	青少年啓発キャンペーン	越谷市民球場
R6.10.31	薬物乱用防止指導員協議会研修会	越谷市保健所
R6.6.6~R6.12.31	薬物乱用防止啓発ポスターコンクールの 後援	
通年	ポスター掲示、リーフレット配布、 市ホームページ等による注意喚起・啓発	

4 無承認無許可医薬品対策 (無承認無許可医薬品試買検査)

薬事監視指導の一環として、流通するいわゆる「健康食品」等について、不良品・不正表示及び虚 偽誇大広告等の防止を図るとともに、買上調査を行い、医薬品成分の含有について検査する。

(令和6年度)

				(11/110十尺)
種類	検体数	医薬品成分検査		不正表示
性料	快争级	検査項目	検出検体数	検体数
痩身用健康食品	5	30項目	0	0
強壮用健康食品	5	30項目	0	0

5 家庭用品安全対策(家庭用品試買検査)

皮膚障害等健康被害を防止するため、流通する家庭用品(肌着などの繊維製品)を買い上げ、有害物質(ホルムアルデヒド)の検査を行う。

(令和6年度)

対象品目	検体数	検査項目	不適検体数	
繊維製品	18	ホルムアルデヒド	0	

6 温泉利用の許可、監視・指導

温泉資源を保護し、利用の適正化を図るため、温泉の利用許可、承認、掲示事項の確認及び立入検査を行った。

(令和6年度)

		(
施設数(許可数※)	新規許可件数	監視数
4 (8)	0	2

※ 利用源泉数や浴槽数により、1施設に対して複数の許可が必要となる場合がある。

7 献血事業

(令和2年4月1日より保健総務課から生活衛生課へ事務移管)

献血者の確保を図るため、市役所、各企業、学校等において献血者の協力依頼や啓発を行う。

年度	目標		献血	血者数(事業費	補助金	処遇品配付		
平 及	(人)	受付	200mL	400mL	成分	献血実績	(円)	(円)	(箇所)
令和2年度	1,615	1,264	223	779	0	1,002	75, 572	64,000	3
令和3年度	1,699	1,400	249	850	0	1,099	77,778	64,000	2
令和4年度	1,699	1,494	235	936	0	1, 171	86,558	64,000	32
令和5年度	1,699	1,445	284	850	0	1, 134	70,224	64,000	32
令和6年度	1,699	1,462	230	919	0	1, 149	73,843	64,000	51

第9章 動物管理指導事業

目 的 公衆衛生水準の確保と市民の健康を守るため、狂犬病の予防等に努めるとともに、動物 の愛護及び適正な飼養等を推進する。

内 容 動物の虐待及び遺棄の防止や動物の適正飼養を推進するため、負傷した犬・猫の収容、 飼い主への啓発・指導、動物取扱業の登録、監視・指導を行うとともに、狂犬病の発生 を予防するため、犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付、野犬の捕獲・収容等を行う。

事業根拠 狂犬病予防法、狂犬病予防法施行令、狂犬病予防法施行規則、越谷市狂犬病予防法施行 細則、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律施行令、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則、越谷市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則、越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

1 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録を推進するとともに、集合注射の実施、鑑札及び注射済票交付 事務の市内動物病院への委託^{※1}等により予防注射接種率の向上を図った。

※1 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づく収納事務の委託

項目	新規	年度末	交付数	予防注射		
年度	登録頭数	登録頭数	個別	集合注射	計	接種率(%)
令和2年度	1,296	17, 127	12,760	*2	12,760	74.50
令和3年度	1,364	16,701	11,516	1,531	13,047	78.12
令和4年度	1,135	16,553	11,305	1,661	12,966	78.33
令和5年度	1,590	16,680	11,235	1,620	12,855	77,07
令和6年度	1,410	16,823	11,548	1,471	13,019	77,39

^{※2} 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合注射は中止した。

2 動物の適正飼養の普及・啓発

動物の愛護及び管理に関する法律及び県条例など関係法令に基づき、犬猫など愛護動物の適正な飼養管理の推進を図った。

(1) 犬に関する苦情相談件数

項目 年度	捕獲	引取り	放し 飼い	農作物 被 害	咬傷 関係	糞尿 関係	鳴き声 関 係	その他	計
令和2年度	35	13	10	1	17	23	18	198	315
令和3年度	30	13	9	0	11	12	21	82	178
令和4年度	13	24	12	1	20	19	15	76	180
令和 5 年度	45	15	11	0	11	18	16	105	221
令和6年度	33	16	7	0	18	12	31	83	200

(2) 猫に関する苦情相談件数

MI-MY OF HITHERT M									
項目 年度	飼養 管理	繋殖 抑制	捕獲 依頼	引取り	糞尿 関係	鳴き声 関 係	悪臭 関係	その他	計
令和2年度	8	33	70	17	45	7	1	241	422
令和3年度	11	34	46	11	18	4	0	74	198
令和4年度	5	23	48	16	33	2	0	78	205
令和5年度	7	21	46	12	27	1	1	132	247
令和6年度	4	10	22	20	17	1	0	112	186

(3) 犬の収容等件数(頭)

項目		収容		処分内訳						
年度	捕獲	引取り	計	返還	取下げ	譲渡	死亡	殺処分	計	
令和2年度	18	2	20	16	0	5	0	0	21	
令和3年度	19	0	19	11	0	6	0	0	17	
令和4年度	11	89	100	9	0	93	0	0	102	
令和5年度	12	15	27	12	0	14	1	0	27	
令和6年度	14	11	25	11	0	12	1	0	24	

※翌年度への繰越しがあるため、収容数と処分数は合致しない。

(4)猫の収容等件数(頭)

項目		処分内訳						
年度	所有者不明	引取り	計	返還	譲渡	死亡	殺処分	計
令和2年度	67	20	87	2	77	13	0	92
令和3年度	39	2	41	1	34	7	0	42
令和4年度	58	10	68	2	49	11	0	62
令和5年度	18	55	73	1	67	6	0	74
令和6年度	32	60	92	1	66	10	0	77

※翌年度への繰越しがあるため、収容数と処分数は合致しない。

(5)動物の適正飼養に係る事業

毎年、「動物の愛護及び管理に関する法律」第4条に規定される動物愛護週間に合わせて、動物の 愛護と適正な飼養に関する下記普及啓発事業を行っている。

ア 犬のしつけ教室

犬の適正飼養の普及啓発のため、越谷市獣医師会等と連携し、犬のしつけ教室を実施した。

講師:外部訓練士

内容:愛犬同伴による実践形式のしつけ教室

R6実績: (開催日) 令和6年10月26日(土) (参加者数) 15名、9頭

イ 動物愛護フェスティバル

愛護団体等と連携し、動物管理センターにおいて犬猫の譲渡会のほか、犬猫の適正飼養、マイクロチップの装着及び大規模災害時の対策等に係る啓発等を実施した。

3 動物取扱業の登録、特定動物の飼養保管許可状況

第一種動物取扱業及び特定動物の飼養保管許可施設の立入調査を実施し、飼養施設の適正な管理ならびに動物の取扱いの適正化を図った。

(1) 第一種動物取扱業の登録等件数

713 12-23 175-1	ハンスント・フュ		<i></i>							
項目			登録業種内訳							立入
年度	施設数	販 売	保 管	貸出し	訓練	展示	競り 斡旋	譲受 飼養	登録数	調査数
令和2年度	132	64	81	9	9	5	0	1	169	17
令和3年度	132	60	79	9	10	7	0	1	166	153
令和4年度	134	62	79	9	10	6	0	1	167	42
令和5年度	132	59	85	9	9	5	0	1	168	23
令和6年度	138	62	91	10	10	6	0	1	180	37

(2) 特定動物の飼養保管許可件数

項目年度	施設数	動物種 インド ニシキヘビ	立入調査数
令和2年度	1	1	1
令和3年度	1	1	0
令和4年度	1	1	0
令和5年度	1	1	1
令和6年度	1	1	1

4 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の交付

市内に生息する飼い主のいない猫に対して、不妊・去勢手術を行うことを奨励し、過剰な繁殖による猫の増加を抑え、猫による被害の軽減と殺処分の削減を図り、人と動物が共生する社会を実現する。

(1) 令和6年度予算額 2,500千円

(2) 補助金の額

不妊手術費用 (メス): 1匹につき9,000円を上限とする額 去勢手術費用 (オス): 1匹につき7,000円を上限とする額

(3) 対象となる猫

市内に生息している猫 片方の耳端にV字のカットを施した猫

(4) 交付対象者

市内居住者、市内で活動するもの

【補助金交付実績】平成28年度から交付開始

年度	申請数		交付頭数		取下げ数	予算執行率			
平/支	中萌奴	メス	オス	計	以下り奴	了/异秋们学			
令和2年度	266	116	105	221	45	99.9%			
令和3年度	108	119	97	216	15	98.2%			
令和4年度	92	86	87	173	24	65.4%			
令和5年度	98	98	105	203	25	59.5%			
令和6年度	89	99	100	199	-	59.9%			

※令和3年度から同時に複数頭の申請が可能になったため、申請数は減少している。 ※令和6年度から事後申請となったため、申請の取下げがなくなった。

第10章 食品衛生事業

目 的 食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から、必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の健康の保護を図る。

内 容 食品衛生法に基づき、営業を営もうとする食品等事業者は、市長の許可を受けるか、市 長へ届出を行わなければならない。食品の衛生的安全性の確保のため、食品等事業者に 対し、必要な指導を行う。

事業根拠 食品衛生法、食品衛生法施行規則、食品衛生法施行条例

1 食品営業許可

(1) 食品衛生法に基づく許可施設数(業種数)

令和3年6月1日に施行された「食品衛生法の一部を改正する法律」により、食品衛生法に基づく許可の業種について34業種から32業種に再編された。

令和3年6月1日までに許可を受けていた施設(旧法に基づく許可施設)について、本来の有効期限までは新たな許可の取得は不要で、従前の営業許可の範囲で営業を行うことが出来る。

ア 旧法に基づく許可施設数

(令和6年度)

兴 央在辖※]	t/c ≅几米ん※?		許可数		☆ ₩
営業の種類*1	施設数※2	新規	継続	計	廃業
飲食店営業	884	0	0	0	188
菓子製造業	94	0	0	0	22
魚介類販売業	19	0	0	0	11
食品の冷凍又は冷蔵業	3	0	0	0	2
喫茶店営業	20	0	0	0	11
アイスクリーム類製造業	2	0	0	0	0
食肉処理業	7	0	0	0	3
食肉販売業	20	0	0	0	11
食肉製品製造業	1	0	0	0	0
食用油脂製造業	2	0	0	0	0
豆腐製造業	3	0	0	0	0
めん類製造業	3	0	0	0	1
そうざい製造業	9	0	0	0	2
添加物製造業	2	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	0	0	0	0
氷雪製造業	1	0	0	0	0
計	1,071	0	0	0	251

※1 令和6年度において市内に施設がなく、新たな許可及び廃業がなかった16業種を除く。 (乳処理業、特別牛乳さく取処理業、乳製品製造業、集乳業、魚介類せり売り営業、魚肉練り製品 製造業、あん類製造業、かん詰又はびん詰食品製造業、乳酸菌飲料製造業、マーガリン又はショ ートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、納豆製造業、食品 の放射線照射業)

※2 令和7年3月31日現在

イ 改正法に基づく許可施設数

(令和6年度)

営業の種類*1	施設数※2	許可数			廃業
当来り/性規		新規	継続	計	庶未
飲食店営業	1,806	400	0	400	89
調理の機能を有する自動販売機	27	10	0	10	0
食肉販売業	51	10	0	10	1
魚介類販売業	43	5	0	5	1
食肉処理業	12	3	0	3	0
菓子製造業	161	27	0	27	4
アイスクリーム類製造業	1	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	0	0	0	0
食肉製品製造業	1	0	0	0	0
水産製品製造業	2	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	1	0	0	0	0
酒類製造業	2	1	0	1	0
豆腐製造業	3	1	0	1	1
麺類製造業	9	3	0	3	0
そうざい製造業	36	9	0	9	2
冷凍食品製造業	3	1	0	1	0
漬物製造業	11	3	0	3	1
密封包装食品製造業	1	0	0	0	0
食品の小分け業	4	0	0	0	0
計	2, 175	473	0	473	99

^{※1} 令和6年度において市内に施設がなく、新たな許可及び廃業がなかった13業種を除く。 (魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食品の放射線照射業、乳製品 製造業、氷雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、納豆製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業、添加物製造業)

^{※2} 令和7年3月31日現在

(2) 改正法に基づく営業届出施設数

原則、すべての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理が義務付けられることに伴い、食品衛生監視員が対象事業者を把握できるよう、営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、一部の届け出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に届け出をする。

(令和6年度)

	(月11日) 平)交)
営業の種類※1	営業施設数※2
魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	13
食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	36
乳類販売業	164
氷雪販売業	1
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	297
弁当販売業	20
野菜果物販売業	48
米穀類販売業	10
通信販売・訪問販売による販売業	5
コンビニエンスストア	147
百貨店、総合スーパー	85
自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	123
その他の食料・飲料販売業	569
いわゆる健康食品の製造・加工業	1
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	20
農産保存食料品製造・加工業	16
調味料製造・加工業	8
精穀・製粉業	2
製茶業	2
卵選別包装業	1
その他の食料品製造・加工業	19
行商	10
集団給食施設	196
器具、容器包装の製造・加工業	18
(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	
その他	6
計	1,817
ツ1 人印で左右によい、マナーに歩きいい、 / 坐紙とび)	

^{※1} 令和6年度末において市内に施設がない4業種を除く。

(添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)、 糖類製造・加工業、海藻製造・加工業、露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち営業とみなさ れないもの)

※2 令和7年3月31日現在

2 食品関係営業者等への衛生教育

食品営業者や市民等に対し、食中毒予防のための講習会や動画配信等を通じて、正しい食品衛生 知識の普及啓発に努めた。

- (1) 令和6年度の衛生講習会実施数 4回 令和6年度の衛生講習会参加者数 223人
- (2) YouTube を利用した食品衛生に関する動画配信

7 START UP HACCP

~小規模事業者(飲食店営業)向け~ 視聴回数 45回

イ	食中毒予防について	視聴回数	1,819回
ウ	ノロウイルス対策について	視聴回数	376 回
エ	カンピロバクター食中毒について	視聴回数	467 回
才	家庭でできる食中毒予防の6つのポイント	視聴回数	34 回
力	食中毒予防お肉はよく焼いて食べよう	視聴回数	41 回

3 食中毒事件の発生状況

食中毒の原因となった施設について、営業停止の措置をとり、この間に調理従事者の衛生講習会を実施し、再発防止策を講じた。

令和6年度の食中毒発生件数:1件

4 食品に係る苦情・相談件数

消費者及び営業者からの食品に係る苦情・相談に対して、食品製造施設等の調査を行った。

(令和6年度)

		(In the or I/X)	
申出の内容	申出件数		
(項目)	市内	市外	
表示関連	17	0	
規格基準	0	0	
異物混入	10	3	
カビ発生	5	0	
有症苦情	44	4	
虫の混入	4	0	
その他	48	1	
違反食品	0	5	
計	128	13	

[※] 市内・市外の別は、当該申出に係る施設の所在地で分類したもの

5 食品収去等検査

市内で製造・販売される食品等について法等に基づき検査を実施した。

(令和6年度)

検査項目	対象食品等	検体数	項目数
微生物 (一般細菌数、大腸菌群、食中毒菌等)	冷凍食品、清涼飲料水	5	5
残留農薬	野菜、果実及びその加工品等	5	1,617
食品添加物 (指定外添加物を含む)	魚介類加工品、輸入菓子、 清涼飲料水等	18	97
動物用医薬品	食肉、魚介類等	22	1,037
アレルギー物質	加工食品等	3	6
ATP 拭き取り検査		53	53
アレルギー拭き取り検査		22	31
合 計		128	2,846

6 食品営業施設等の立入検査

食品の製造・販売施設の監視を行い、食品等における衛生上の危害の発生防止に努めた。

(1)食品衛生法に基づく許可施設の監視・立入検査数

ア 旧法に基づく許可施設の監視・立入検査数

(令和6年度)

	1 1 1 10 47
営業の種類	監視件数
飲食店営業	96
菓子製造業	9
魚介類販売業	10
食品の冷凍又は冷蔵業	0
喫茶店営業	3
あん類製造業	0
アイスクリーム類製造業	0
食肉処理業	0
食肉販売業	6
食肉製品製造業	0
食用油脂製造業	0
みそ製造業	0
豆腐製造業	0
めん類製造業	1
そうざい製造業	0
添加物(法第13条第1項の規定により	0
規格が定められたものに限る。)製造業	U
清涼飲料水製造業	0
氷雪製造業	0
計	125

イ 改正法に基づく許可施設の監視・立入件数

(令和6年度)

	下州 0 十戊/
営業の種類	監視件数
飲食店営業	318
調理の機能を有する自動販売機	1
食肉販売業	18
魚介類販売業	16
食肉処理業	10
菓子製造業	30
アイスクリーム類製造業	1
清涼飲料水製造業	2
食肉製品製造業	1
水産製品製造業	1
酒類製造業	0
みそ又はしょうゆ製造業	0
豆腐製造業	1
麺類製造業	2
そうざい製造業	9
冷凍食品製造業	0
漬物製造業	11
密封包装食品製造業	1
食品の小分け業	4
計	426

ウ 改正法に基づく営業届出施設の監視・立入件数

(令和6年度)

学来 の種類	世祖 (中) 中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中)
営業の種類	監視件数
魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	1
食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	11
乳類販売業	2
氷雪販売業	0
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	0
弁当販売業	1
野菜果物販売業	3
米穀類販売業	0
通信販売・訪問販売による販売業	0
コンビニエンスストア	11
百貨店、総合スーパー	26
自動販売機による販売業	0
(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	2
その他の食料・飲料販売業	60
いわゆる健康食品の製造・加工業	0
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	1
農産保存食料品製造・加工業	1
調味料製造・加工業	3
精穀・製粉業	0
製茶業	0
卵選別包装業	0
その他の食料品製造・加工業	1
行商	0
集団給食施設	37
器具、容器包装の製造・加工業	
(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	2
その他	1
計	163
ПI	103

7 越谷総合食品地方卸売市場の監視指導

食品の流通拠点である越谷総合食品地方卸売市場内を巡回し、仲卸業者等の店頭に並べられている食品の衛生管理や食品表示等を監視指導を実施することにより、市場内に流通する生鮮食品等の安全性確保を図った。

監視指導件数 2回(令和6年度)

第11章 食肉検査事業

1 と畜検査業務

目 的 食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、市民の健康の保護を図ることを目的とする。

内 容 市内と畜場(越谷食肉センター)において、と畜場法に基づきと畜検査及び獣畜の 処理の適正の確保に関する監視指導を行う。

事業根拠 と畜場法第2条(国、都道府県及び保健所を設置する市の責務)、同法第14条(獣畜 のとさつ又は解体の検査)、同法第19条(と畜検査員)

(1) 市内と畜場

(令和6年度)

				(- 1 - - // //	
と畜場番号と畜場名		開設年	許可頭数(頭/日)		
と留場留写	と留物石	用政十	大動物	小動物	
1	越谷食肉センター	昭和 44 年	80	1000	

(2)検査頭数の推移

(畜種)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
牛	2,736	2,702	2,816	2,785	2,021
豚	180,789	182,640	170, 481	181,289	188, 496
計	183,525	185, 342	173, 297	184,074	190,517

(3)と畜検査に係る精密検査

生体検査や解体後検査等の検査を行った獣畜のうち、必要と認められる場合においては解体された獣畜の一部を持ち出して精密検査を実施した。

年度	項目	微生物検査	病理学検査	理化学検査
	頭数	61	11	1
令和2年度	検体数	306	54	1
	項目数	809	220	11
	頭数	47	11	0
令和3年度	検体数	249	50	0
	項目数	632	171	0
	頭数	24	8	1
令和4年度	検体数	192	56	1
	項目数	462	154	11
	頭数	37	16	2
令和 5 年度	検体数	282	32	2
	項目数	692	313	22
	頭数	35	12	2
令和6年度	検体数	299	30	2
	項目数	752	206	22

(4)と畜場の衛生管理に係る検査

と畜場の衛生管理状況の確認のため、ふきとり検査又は切除法による検査(枝肉の表面を無菌 的に切り取る検査法)を実施し、と畜場設置者に対して結果を踏まえた衛生指導を行った。

検体数

検査項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大腸菌 0157 等	120	120	120	120	120
一般細菌数	140	130	120	120	120
大腸菌群数	30	-	-	-	_
腸内細菌科菌群数※1	110	130	120	120	120
GFAP [*] 2	71	72	72	72	78

厚生労働省通知に基づき、令和2年6月から一般細菌の検査方法をふきとり検査から切除法に変更するとともに、検査対象を大腸菌群数から腸内細菌科菌群数に変更し、切除法により検査を行った。

(※1: 大腸菌の他、乳糖非分解の赤痢菌やサルモネラ菌等を含む。)

(※2: GFAP:Glia Fibrillary Acidic Proteinの略。神経に含まれる蛋白質。)

(5) と畜場職員等への衛生教育

と畜場職員や関係業者に対して衛生管理に係る講習会を実施し、食肉衛生に関する知識の普及啓発に努める。また必要に応じて、食肉衛生に関する情報の提供を行った。

2 認定小規模食鳥処理場の監視指導業務

目 的 食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって市民の健康の保護を図ることを目的とする。

内 容 市内の認定小規模食鳥処理場において、施設の衛生管理に関する監視指導や業者が 実施する食鳥肉等の確認に対する技術的な指導及び助言を行うことにより、施設の 改善、食品の安全確認及び業者の自主管理を推進する。

事業根拠 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第1条の2(国及び都道府県等の責務)、同法第16条(認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例)、同法第39条 (食鳥検査等を実施する職員)

(1) 市内認定小規模食鳥処理場

(令和6年度)

	処理場名	取り扱う 食鳥の種類	生鳥取扱い の有無	備考
1	(有)鳥安	あひる	無	
2	総合食肉卸マルヒデフーズ	鶏	無	
3	宮内庁埼玉鴨場	あひる	有	
4	(株)鴨澤	あひる	無	
5	(株)鳥清	鶏	無	届出食肉販売業者
6	(有)浜野食鳥	鶏	有	

(2) 認定小規模食鳥処理場等の指導件数

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
認定小規模	生鳥取扱施設	7	7	4	4	4
食鳥処理場	上記以外	9	15	15	13	12
届出食肉販売	業施設(再掲)	2	3	3	3	3

3 発表等実績

(1) 研修会名: 令和6年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会

開催月:令和6年10月

発表内容:「と畜検査で確認された牛の単包虫症の一例」

(2) 研修会名:令和6年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会

開催月:令和7年1月

発表内容:「と畜検査で確認された牛の単包虫症の一例」

(3) 研修会名: 令和6年度埼玉県・さいたま市・川口市・越谷市食肉衛生技術研修会

開催月:令和7年2月

発表内容:「豚疣贅性心内膜炎から分離された疾病リスクの高いStreptococcus suisの検出状

況調査」

第12章 衛生検査事業

1 衛生検査事業

- 目 的 食の安心・安全及び感染症の拡大の防止等、衛生検査を実施することにより住民の健康上の安全を図る。
- 内 容 市が主体となり計画・実施する行政検査と、住民からの依頼により実施する依頼検査がある。当 課で対応可能な検査項目は下記のとおりである。

検査項目一覧

	THE WIE	検査項目一覧
	種 類	主な検査項目
	食品衛生監視指導計画に基づく検査	・微生物 一般細菌、黄色ブドウ球菌、 <i>E.coli</i> 、大腸菌群、 腸炎ビブリオ、サルモネラ属菌、クロストリジウム属菌 ・理化学 食品添加物、残留動物用医薬品、残留農薬等
	食中毒関連検査	 ・細菌病原大腸菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ、カンピロバクター、ウェルシュ菌、セレウス菌、赤痢、コレラ等・ウイルス ノロウイルス、サポウイルス、ロタウイルス、A型肝炎、E型肝炎等・寄生虫アニサキス・理化学ソラニン、ヒスタミン等
行政検査	感染症検査	・三類感染症 腸管出血性大腸菌、コレラ、腸チフス、パラチフス、 赤痢 ・四類感染症 A型肝炎、E型肝炎、デング熱、レジオネラ症、 エムポックス ・五類感染症 麻しん、風しん、感染性胃腸炎(ノロウイルス、サポウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス、アストロウイルス)、急性呼吸器感染症(19項目)、インフルエンザ(亜型・系統同定)、新型コロナウイルス感染症(ゲノム解析)
	結核検査	·IGRA検査
	健康食品の検査	· 痩身成分 · 強壮成分
	家庭用品の検査	・ホルムアルデヒド等
	環境水等の水質検査	・レジオネラ属菌等
依頼検査	性感染症検査	・HIV、B型肝炎、C型肝炎、梅毒 ・HTLV-1

事業根拠 食品衛生法第6条、第25条、第26条、第28条、第58条

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条、第 17 条、第 18 条 公衆浴場法第 6 条

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第4条、第6条

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針

肝炎対策の推進に関する基本的な指針

性感染症に関する特定感染症予防指針

2 令和6年度検査実施状況

(1) 行政検査

1) 食品衛生監視指導計画に基づく検査

ア 食品収去等検査(微生物)

5 検体延べ5項目の検査を行った。基準値を超える検体はなかった。

食品収去等検査数 (微生物)

及明代五寸次且然(冰工物)					
食品分類検査項目	清涼飲料水	計			
検体数	5	5			
項目数	5	5			
細菌数	-	_			
大腸菌群	5	5			
E. coli	-	_			
腸炎ビブリオ最確数	-	_			
黄色ブドウ球菌	_	_			
サルモネラ属菌	-	_			
クロストリジウム属菌	_	_			

イ 食品収去等検査(理化学)

45 検体延べ 2,751 項目の検査を行った。基準値を超える検体はなかった。

食品収去等検査数 (理化学)

			1/(11///	(在11年)			
食品分類	菓子類	魚介乾製品	清涼飲料水	品 知 および加工	食肉	野菜・果実	平
検体数	6	5	5	4	20	5	45
項目数	35	25	25	109	940	1,617	2,751
保存料	18	15	15	6			54
甘味料	12	10	10	4			36
発色剤				2			2
TBHQ	5						5
動物用医薬品				97	940		1,037
残留農薬	-				_	1,617	1,617

2) 食中毒関連検査

食中毒疑いに関する検査を実施した。 検査実績は下記表「食中毒関連検査数」のとおり。

食中毒関連検査数

検体種類	検体数
便検体	55
拭き取り検体	5
食品検体	1
便検体	55

検査項目	検体数	陽性数	検出菌等(陽性数)
赤痢	19	0	
サルモネラ	19	0	
腸炎ビブリオ	19	0	
コレラ	19	0	
カンピロバクター	26	3	C. jejuni(3)
黄色ブドウ球菌	19	2	sea 保有株(1) sea, sed, see 保有株(1)
ウェルシュ菌	19	0	
セレウス菌	19	0	
病原性大腸菌	19	0	
ノロウイルス	61	20	GI (8) GII (12)
アニサキス	0	0	

3) 感染症検査

ア 感染症検査

感染症法に基づく腸管出血性大腸菌や感染性胃腸炎、麻しん等の検査を実施した。検査実績は下記表「感染症検査数」のとおり。

感染症検查数

検査項目	検体数	陽性数	検出菌等(陽性数)
腸管出血性大腸菌	47	6	0157 VT1VT2(3) 0128 VT1VT2(3)
レジオネラ属菌	3	2	L. pneumophila SG1(2)
ノロウイルス	9	6	GΠ(6)
サポウイルス	9	2	
ロタウイルス	9	2	A 群(2)
アデノウイルス	9	0	
アストロウイルス	9	0	
麻しん	33	4	D8(4)
風しん	33	0	

イ 新型コロナウイルスゲノム解析

令和4年11月から越谷市立病院より新型コロナウイルスの検体を譲り受け、市独自のゲノム解析サーベイランス体制を構築した。令和6年度の実施検体数は367件であった。

ウ 急性呼吸器感染症 サーベイランス

令和6年2月27日から定点医療機関より提供された検体を用いて、急性呼吸器感染症(インフルエンザ等19項目)のサーベイランスを開始した。令和6年度の実施検体数は174件であった。検査実績は下記表「急性呼吸器感染症 サーベイランス陽性数」のとおり。

急性呼吸器感染症 サーベイランス陽性数

検査項目	陽性数
インフルエンザウイルスA(H1N1)pdm09亜型	20
インフルエンザウイルスA/H3亜型	5
インフルエンザウイルス ビクトリア系統	5
新型コロナウイルス	53
ヒトコロナウイルスOC43	3
エンテロウイルス	4
アデノウイルス	3
ヒトパレコウイルス	2
ライノウイルス	9
R S ウイルス(サブグループA)	4
RSウイルス(サブグループB)	2
ヒトメタニューモウイルス	6
パラインフルエンザウイルス3型	7
ヒトボカウイルス	2
肺炎マイコプラズマ	3

4) 結核検査

結核患者の家族及び同居者並びに患者の接触者を対象として、IGRA検査(インターフェロン $-\gamma$ 遊離試験)を 203 検体実施した。陽性数は 17 件であった。

結核検査数

検査項目	検体数	陽性数
IGRA検査	203	17

5) 健康食品の検査

痩身用健康食品及び強壮用健康食品計 10 検体において、含有の疑われる医薬品成分の検査を 行った。検査項目は下記表「健康食品の検査数」記載の 30 項目(痩身用 21 項目、強壮用 11 項 目。重複あり)で、医薬品成分を検出した検体はなかった。

健康食品の検査数

検査項目 検体数 検出数 フェンフルラミン Nーニトロソフェンフルラミン ジブトラミン デスメチルシブトラミン マジンドール オリスタット グリベンクラミド ピオグリダゾン フロセミド ピサコジル フェノールフタレイン フェノールフタレイン フェノールフタレイン フェントラミン* トルブタミド アセトへキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル ホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン* ヨヒンビン*	健康技品の快宜数						
N-ニトロソフェンフルラミン シブトラミン デスメチルシブトラミン マジンドール オリスタット グリベンクラミド ピオグリダゾン フロセミド ビサコジル フェノールフタレイン フェントラミン* トルブタミド アセトヘキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル ボンデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		検査項目	検体数	検出数			
シブトラミン デスメチルシブトラミン マジンドール オリスタット グリベンクラミド ピオグリダゾン フロセミド ビサコジル フェノールフタレイン フェントラミン* トルブタミド アセトへキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル ボンデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		フェンフルラミン					
デスメチルシブトラミン マジンドール オリスタット グリベンクラミド ピオグリダゾン フロセミド ピサコジル フェノールフタレイン フェントラミン* トルブタミド アセトへキサミド スピロノラクトン ヨヒンピン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル メンデナフィル ホンデナフィル ホンデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		N-ニトロソフェンフルラミン					
マジンドール オリスタット グリベンクラミド ピオグリダゾン フロセミド ピサコジル フェノールフタレイン フェントラミン* トルブタミド アセトへキサミド スピロノラクトン ヨヒンピン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル ホンデナフィル ホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル イカリイン フェントラミン*		シブトラミン					
オリスタット グリベンクラミド ピオグリダゾン フロセミド ビサコジル フェノールフタレイン フェノールフタレイン フェントラミン* トルブタミド アセトへキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル オンデナフィル ホンデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		デスメチルシブトラミン					
グリベンクラミド ピオグリダゾン フロセミド ビサコジル フェノールフタレイン フェントラミン* トルブタミド アセトへキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル メンデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル キオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		マジンドール					
ピオグリダゾン フロセミド ビサコジル フェノールフタレイン フェントラミン* トルブタミド アセトへキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル メンデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		オリスタット					
痩身成分 ブロセミド ブェノールフタレイン フェントラミン* トルブタミド アセトヘキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* セドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル ホンデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		グリベンクラミド					
痩成分 ビサコジル フェノールフタレイン フェントラミン* トルブタミド アセトヘキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン* 10		ピオグリダゾン					
身成分 フェノールフタレイン フェントラミン* トルブタミド アセトヘキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル メンデナフィル バルデナフィル ホンデナフィル 本モシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		フロセミド					
トルブタミド アセトへキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル セドロキシホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル イカリイン フェントラミン*	痩	ビサコジル					
トルブタミド アセトへキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル セドロキシホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル イカリイン フェントラミン*	身 成	フェノールフタレイン					
アセトへキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル セドロキシホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*	分	フェントラミン*					
スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル 生ドロキシホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		トルブタミド					
ヨヒンビン* 10 ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル セドロキシホモシルデナフィル 本モシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		アセトヘキサミド	10	0			
ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル セドロキシホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		スピロノラクトン					
ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル 上ドロキシホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		ヨヒンビン*					
プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル セドロキシホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		ヒドロクロロチアジド					
グリメピリド マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル ヒドロキシホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		フルオキセチン					
マグノフロリン シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル 上ドロキシホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		プロプラノロール					
シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル ヒドロキシホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		グリメピリド					
タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル ヒドロキシホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		マグノフロリン					
バルデナフィル ホンデナフィル ヒドロキシホモシルデナフィル ホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		シルデナフィル					
ホンデナフィル ヒドロキシホモシルデナフィル ホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		タダラフィル					
強 壮成 ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		バルデナフィル					
社成分 ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		ホンデナフィル					
成 キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*	成	ヒドロキシホモシルデナフィル					
分 キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン*		ホモシルデナフィル					
イカリイン フェントラミン*		キサントアントラフィル					
フェントラミン*		チオキナピペリフィル					
·		イカリイン					
ヨヒンビン*		フェントラミン*					
		ヨヒンビン*					

*重複成分

6) 家庭用品の検査

繊維製品 18 検体(乳幼児用 14 検体、その他 4 検体)のホルムアルデヒドの検査を行った。基準値を超える検体はなかった。

家庭用品の検査数

検査項目	検体数	不適数
ホルムアルデヒド	18	0

7) 環境水等の水質検査

レジオネラ症発生源の調査として、浴槽水の検査を実施しているが、令和6年度は検査を実施しなかった。

環境水等の水質検査数

検査項目	検体数	不適数
レジオネラ属菌	0	0

(2) 依頼検査

1) 性感染症検査

通常検査(HIV、B型肝炎、C型肝炎及び梅毒)の検査依頼は112名であり、陽性数は梅毒6件であった。即日検査(HIV及び梅毒)の検査依頼は154名であり、陽性数はHIV1件、梅毒8件であった。

性感染症検査数 (通常検査)

検査項目	検体数	陽性数		
HIV	102	0		
B型肝炎	108	0		
C型肝炎	103	2 (判定保留)		
梅毒	103	6		

性感染症検查数 (即日検查)

	(+1) ()	
検査項目	検体数	陽性数
HIV	152	1
梅毒	153	8

2) HTLV-1検査

越谷市HTLV-1検査・相談事業に基づき、2件の検査依頼があった。陽性の検体はなかった。

HTLV-1検査数

検査項目	検体数	陽性数
HTLV-1	2	0

3 令和6年度精度管理実施状況

食品収去検査において検査の信頼性を確保するため、「越谷市食品衛生検査施設等における外部精度 管理調査実施要領」及び「越谷市食品衛生検査施設等における精度管理実施要領」に従い、外部精度管 理調査の参加及び内部精度管理を実施した。なお、内部精度管理は、検査の都度実施する精度管理(検 査時)及び定期的に実施する精度管理(技能評価)を行った。

食品以外の各検査においても、外部精度管理調査への参加及び内部精度管理を実施した。

(1)外部精度管理

食品収去検査(理化学、微生物)、性感染症検査、感染症検査、環境水検査、結核検査に関して、延べ10件15項目を実施した(表1)。

表 1 外部精度管理実施状況

検査区分	実施 月	実施機関	検体	検査項目
性感染症検査	6月	日本臨床衛生検査技師会	血清	HBs 抗原·HCV 抗体·TP 抗体
食品収去検査 (理化学)	7月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	果実ペースト	ソルビン酸
食品収去検査 (微生物)	7月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	ゼラチン基材	一般細菌数
感染症検査	7月	国立感染症研究所	RNA	麻しん・風しんウイ ルス遺伝子解析
食品収去検査 (理化学)	9月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	ほうれんそうペ ースト	残留農薬3種
食品収去検査 (微生物)	9月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	マッシュポテト	黄色ブドウ球菌
食品収去検査 (理化学)	10月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	豚肉(もも)ペー スト	動物用医薬品 (スルファジミジ ン)
感染症検査	10 月	国立感染症研究所	菌株	コレラ菌
環境水検査	10月	令和6年度厚生労働科学研究費補助金 健康安全・危機管理対策総合研究事業 「公衆浴場の衛生管理の推進のための 研究」(UHHSA)	LENTICULE ディスク	レジオネラ属菌
結核検査	2月	特定非営利活動法人結核感染診断研 究会事務局	コントロールパッ ク(凍結乾燥品)	IFN-γ

(2)内部精度管理

食品収去検査(理化学、微生物)に関して、延べ3件3項目の精度管理(技能評価)実施した(表2)。いずれも評価は適であった。

表 2 内部精度管理実施状況

検査区分	実施月	実施機関	検体	検査項目
食品収去検査(理化学)	12月	信賴性確保部門	果実ペースト	ソルビン酸
食品収去検査(微生物)	1月	信賴性確保部門	枯草菌芽胞液	一般細菌数
食品収去検査(理化学)	2月	信賴性確保部門	豚肉(もも)ペー スト	スルファジミジン

4 調査研究等

研究協力

「食品衛生検査施設等の検査の信頼性確保に関する研究」のサルモネラ属菌検査の外部精度管理 調査研究

「麻疹風疹排除に資する持続可能なサーベイランスに関する研究」

令和6年度AMED医療研究開発推進事業費補助金,新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業

「RSウイルス感染症サーベイランスシステムの整備・流行動態解明および病態形成・重症化因子の解明に関する開発研究」

日本医療研究開発機構研究費補助金,新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業

過去の調査研究等 2023年度(令和5年度)

坂田恭平:

中核市保健所衛生検査施設における新型コロナウイルス感染症検査に係わる総括,第82回日本公衆衛生学会総会・ポスター発表(茨城県),2023年10月・11月.

坂田恭平, 今井大貴, 丸山裕太, 古井悠賀, 田村彩, 藤田和昭:

腸管出血性大腸菌 O157 患者との接触者に O157、O26 混合感染が認められた事例につい て,第 25 回埼玉県健康福祉研究発表会・誌上発 表(埼玉県),2024 年 1 月.

今井大貴,坂田恭平,古井悠賀,藤田和昭: 遺伝子解析による衛生害虫の同定について,第 25回埼玉県健康福祉研究発表会・口頭発表(埼 玉

県), 2024年1月.

古井悠賀, 坂田恭平, 今井大貴, 古田葉子, 藤田和昭:

腸管出血性大腸菌 検査・診断マニュアルの改訂 にともなう陰性確認方法の検討について,第35 回地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部細 菌研究部会・口頭発表(群馬県),2024年2月.

2022 年度(令和 4 年度)

丸山裕太 1 ,田村彩 1 ,大坂郁恵 2 ,髙橋邦彦 1 ,藤田和昭 1 1 越谷市衛生試験所, 2 埼玉県衛生研究所:

微量のマグノフロリンが検出された「いわゆる健康 食品」の検査について、令和4年度地方衛生研究 所全国協議会関東甲信静支部第35回理化学研 究部会総会・研究会・誌上発表(Web開催)、 2023年2月.

2021年度(令和3年度)

田村彩,大門拓実,丸山裕太,髙橋邦彦,藤田和昭:

二酸化硫黄の基準超過事例について, 第 58 回 全国衛生化学技術協議会・誌上発表 (Web開 催), 2022 年 11 月.

2020年度(令和2年度)

大門拓実,立岡秀,髙橋邦彦,濱田佳子: 三層分離抽出を利用した食肉および水産物中の 動物用医薬品迅速一斉分析法の検討,食品衛生 学雑誌,61,95-102(2020). 坂田恭平, 清水加奈子, 古井悠賀, 田村彩, 大門 拓実, 戸川洋子, 濱田佳子:

越谷市保健所衛生検査課における新型コロナウイルス感染症の検査結果の考察,第 22 回埼玉県健康福祉発表会抄録・誌上発表(埼玉県), 2021 年3 月

2019 年度(令和元年度)

大門拓実, 齋藤恭子, 髙橋邦彦, 濱田佳子: LC-MS/MS を用いた食品中のサイクラミン酸迅速分析法の妥当性確認, 食品衛生学雑誌, 60(3), 68-72(2019).

千葉雄介 ^{1,2}, 坂田恭平 ¹, 古井悠賀 ¹, 田村彩 ¹, 濱田佳子 ¹, 髙橋邦彦 ^{1 1}越谷市衛生試験所 ²埼玉県衛生研究所:Multiplex Loop-Mediated Isothermal Amplification 法による Campylobacter jejuni/coli の鑑別法の開発, 日本食品微生物学会雑誌, 36(1), 47-52 (2019).

坂田恭平,古井悠賀,田村彩,大門拓実,戸川洋子, 濱田佳子:

食品の大腸菌群検査における完全試験用乳糖ブイヨン発酵管の組成について,平成31年度食品衛生監視員等研修会抄録・口頭発表(埼玉県),2019年6月.

大門拓実,立岡秀,髙橋邦彦,濱田佳子: 三層分離抽出を利用した畜水産物中の動物用 医薬品迅速一斉分析法の検討,日本食品衛生学 会第 115 回学術講演抄録・ポスター発表(東京 都),2019 年 10 月.

田中萌子 1 ,大門拓実 2 ,竹内翔太 1 、村田勇 1 、井上裕 1 、金本郁男 1

¹城西大学薬学部 ²越谷市保健所衛生検査課: 六君子湯含有成分とその代謝物の食欲および悪 心嘔吐に対する作用と薬物動態学的特徴づけ,第 29回日本医療薬学会年会抄録・ポスター発表 (福岡県),2019年11月.

石井里枝¹,山元 梨津子¹,大坂 郁恵¹,吉田 栄 充¹,井上 裕子²,大門 拓実³,高橋 京子⁴,近 藤 貴英⁵,笹本 剛生⁶ ¹埼玉県衛生研究所 ,²埼玉県春日部保健所,³越谷市衛生試験所,⁴横 浜市衛生研究所,⁵さいたま市健康科学研究センター,⁶東京都健康安全研究センター:

電子天びんの内部校正及び不確かさ算出の検 討,第56回全国衛生化学技術協議会年会抄録・ ポスター発表(広島県),2019年11月. 吉田 栄充¹,山元 梨津子¹,大坂 郁恵¹,井上 裕子²,大門 拓実³,高橋 京子⁴,近藤 貴英⁵, 笹本 剛生⁶,石井里枝¹ ¹埼玉県衛生研究所 ,²埼玉県春日部保健所,³越谷市衛生試験所,⁴横 浜市衛生研究所,⁵さいたま市健康科学研究センター,⁶東京都健康安全研究センター:

ボトムアップ方式を用いた放射性セシウム検査における不確かさの推定,第56回全国衛生化学技術協議会年会抄録・ポスター発表(広島県),2019年11月.

大坂 郁恵¹,山元 梨津子¹,井上 裕子²,吉田 栄充¹,大門 拓実³,高橋 京子⁴,近藤 貴英⁵, 笹本 剛生⁶,石井里枝¹ ¹埼玉県衛生研究所, ²埼玉県春日部保健所,³越谷市衛生試験所,⁴横 浜市衛生研究所,⁵さいたま市健康科学研究セン ター,⁶東京都健康安全研究センター: トップダウン方式による不確かさ算出方法の検討, 第 56 回全国衛生化学技術協議会年会抄録・ポス ター発表(広島県), 2019 年 11 月.

坂田恭平¹,千葉雄介²,古井悠賀¹,田村彩¹,濱田佳子¹,髙橋邦彦¹

¹越谷市衛生試験所 ²埼玉県衛生研究所: Multiplex LAMP 法を用いた

Campylobacter jejuni/coliの鑑別方法の検討と食品検体への応用,第40回日本食品微生物学会学術総会講演要旨集(71)・口頭発表(埼玉県),2019年11月.

田村彩、坂田恭平、戸川洋子、濱田佳子: 大腸菌の O 抗原合成遺伝子検査法の導入の検 討,第 21 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発 表(埼玉県),2020 年 1 月.

大門拓実(研究協力者):

食品衛生検査を実施する試験所における品質保証システムに関する研究,令和元年度厚生労働科学研究費補助金研究,食品の安全確保推進研究事業.

2018年度(平成30年度)

坂田恭平,千葉雄介*,古井悠賀,田村彩,濱田佳子,髙橋邦彦*埼玉県衛生研究所:

Multiplex LAMP 法を用いた

Campylobacter jejuni/coli の鑑別方法の検討と食品検体への応用,平成30年度食品衛生監視員等研修会抄録・口頭発表(埼玉県),2018年6月.

大門拓実, 古井悠賀, 齋藤恭子, 長浜善行, 髙橋邦彦, 濱田佳子 *埼玉県衛生研究所: LC-MS/MS を用いた農産物中の残留農薬一斉分析

法の妥当性評価,第 55 回全国衛生化学技術協議会年会抄録・ポスター発表(神奈川県),2018年 11月.

山田龍之介*,大門拓実,清水翔太*,滕真由美*,村田勇*,井上裕*,金本郁男* *城西大学薬学部:デュロキセチン坐剤の調製とバイオアベイラビリティの評価,第28回日本医療薬学会年会抄録・ポスター発表(兵庫県),2018年11月.

古井悠賀,田村彩,坂田恭平,大門拓実,戸川洋子,高橋邦彦,濱田佳子:下痢原性大腸菌検査におけるマルチプレックスPCR法の導入について,第20回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県),2019年2月.

坂田恭平, 古井悠賀, 田村彩, 大門拓実, 戸川洋子, 濱田佳子: 組成の異なる完全試験用乳糖ブイヨン発酵管の比較, 第31回地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部細菌研究会抄録・口頭発表(千葉県), 2019年2月.

齋藤恭子,坂田恭平,大門拓実,髙橋邦彦,濱田 佳子: LC-MS/MS による食品中のサイクラミン 酸分析法の妥当性評価,地方衛生研究所全国協 議会関東甲信静支部第31回理化学研究部会抄 録・口頭発表(静岡県),2019年2月.

大門拓実(研究協力者):食品衛生検査を実施する 試験所における品質保証システムに関する研究, 平成30年度厚生労働科学研究費補助金研究, 食品の安全確保推進研究事業.

2017年度(平成29年度)

坂田恭平,千葉雄介*,古井悠賀,田村彩,髙橋邦彦 *埼玉県衛生研究所:Multiplex LAMP 法を用いた Campylobacter jejuni/coli の鑑別方法の検討,第30回地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部細菌研究会抄録・口頭発表(長野県),2018年2月.

長浜善行,大門拓実,齋藤恭子,髙橋邦彦:越谷市におけるミネラルウォーター類の臭素酸等陰イオン物質の実態調査について,第19回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県),2018年1月.

田村彩,坂田恭平,古井悠賀,髙橋邦彦:長時間加圧培地を用いた腸管出血性大腸菌の迅速H型別法の検証,第19回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県),2018年1月.

大門拓実, 齋藤恭子, 長浜善行, 髙橋邦彦: LC-MS/MS による農産物中の残留農薬一斉分析法

の妥当性評価,平成29年度食品衛生監視員等研修会抄録・口頭発表(埼玉県),2017年6月.

大門拓実(研究協力者):食品衛生検査を実施する試験所における品質保証システムに関する研究, 平成29年度厚生労働科学研究費補助金研究, 食品の安全確保推進研究事業.

坂田恭平(研究協力者):地方衛生研究所における 病原体サーベイランスの評価と改善,平成29年 度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究,新 興・再興感染症及び予防接種他政策推進研究事 業.

2016年度(平成28年度)

本庄雅弘,上口卓志,坂田恭平,千葉雄介,髙橋邦彦,木下正保:合鴨の食中毒起因菌保菌状況及び食鳥処理場の微生物汚染状況調査,平成28年度1県2市食肉衛生技術研修会抄録・口頭発表(埼玉県),2017年2月.

長浜善行,大門拓実,髙橋邦彦:越谷市における FPD-GC による有機リン系農薬一斉分析法の妥 当性評価について,第18回埼玉県健康福祉発表 会抄録・口頭発表(埼玉県),2017年1月.

古井悠賀,千葉雄介,田村彩,坂田恭平,髙橋邦彦:収去検査における腸炎ビブリオ類似菌の検出事例について,第18回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県),2017年1月.

大門拓実,長浜善行,髙橋邦彦:LC-MS/MS を 用いた農作物中の残留農薬一斉分析法の検討, 第18回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表 (埼玉県),2017年1月.

千葉雄介, 古井悠賀, 田村彩, 坂田恭平, 高橋邦彦:ベアード・パーカー寒天培地の製品間における性能差の検討, 第37回日本食品微生物学会学術総会講演要旨集・ポスター発表(東京都), 2016年9月.

坂田恭平(研究協力者):地方衛生研究所における 病原体サーベイランスの評価と改善, 平成 28 年 度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究.

2015年度(平成27年度)

坂田恭平, 古井悠賀, 大門拓実, 齋藤恭子, 千葉雄介, 長浜善行, 髙橋邦彦: 越谷市保健所衛生検査課の立上げについて,第17回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2016年2月.

大門拓実, 齋藤恭子, 長浜善行, 髙橋邦彦:LC-MS/MS を用いた動物用医薬品一斉分析法の妥当性評価, 第17回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2016年2月.

5 所有整備・学会参加等

(1) 主要備品整備状況

主要備品(50万円以上、リース含む)

令和7年(2025年)3月31日現在

機器名	メーカー・規格	台数
リアルタイム PCR	ライフテクノロジーズジャパン QuantStudio 5	2
DNA シーケンサー	アプライドバイオシステムズ SeqStudio Genetic Analyzer	1
サーマルサイクラー	アプライドバイオシステムズ ProFlex	1
サーマルサイクラー	アプライドバイオシステムズ Verti	1
ゲル撮影装置	BIORAD GelDoc Goイメージング	1
位相差顕微鏡	オリンパス BX-43	1
蛍光顕微鏡	オリンパス BX-53	1
光学顕微鏡	オリンパス BX-43	1
マイクロプレートリーダー	テカン Sunrise	1
リアルタイム濁度測定装置	栄研化学 Loopamp	1
細菌検査用ホモジナイザー	エスエムテ- HF93	1
高圧蒸気滅菌器	平山製作所 HVN-50LB、HVN-85LB	5
安全キャビネット	エアテック BHC-1007iiA2S	4
シリンダーキャビネット	大陽エンジニアリング C.C.campus Model-2	1
ドラフトチャンバー	ダルトン DFC14-KC18-A、DFC11-AA18-HAO	2
超低温槽	日本フリーザー VT-208、CLN-52UWD2	2
冷凍冷蔵庫	日本フリーザー NDFR-700EC	3
冷凍冷蔵庫	日本フリーザー KGT-4010HC	1
冷凍冷蔵庫	パナソニックヘルスケア MPR-215F-PJ	2
液体クロマトグラフ	エービーサイエックス QTRAP triple Quad 5500+/	1
タンデム型質量分析計	ExionLC	1
ガスクロマトグラフ タンデム型質量分析計	アジレントテクノロジー 7010B/8890	1
高速液体クロマトグラフ	島津製作所 NEXERA X2	1
分光光度計	島津製作所 UV-2700	1
水蒸気蒸留装置	宮本理研工業 AFR-4DX	1
減圧濃縮装置一式	BUCHI V-850 他	2
顕微鏡デジタルカメラ撮影装置	ニコン DS-L3	1
超高速遠心機	久保田製作所 6000	1
卓上遠心機	トミー精工 LC-230	1
冷却遠心器	日立 CF16RN	1
定温乾燥機	アドバンティック DRG-400AA	2
電子天秤	ザルトリウス SECURA A224-1S	1
超純水製造装置	ミリポア Milli-Q Direct8	1
純水製造装置	ピュアライトPR-0015α-X01	1
ELISA システム	Dynax Technologies DS2	1
次世代シーケンサー	iSeq 100	1
自動核酸抽出装置	QIAcube Connect System	1

(2) 学会、研修会及び会議等

衛生検査における知識・技術推進のため、全国の地方衛生研究所で構成されている地方衛生研究所 全国協議会に参加し、各分野の研究会にて情報収集及び提供を行った。

また、その他各種学会等にも参加し、情報収集及び提供を行った。

	名称	開催場所
1	地方衛生研究所全国協議会臨時総会	Web 開催
2	衛生微生物技術協議会総会及び衛生微生物技術協議会研究会	タワーホール船堀
3	関東甲信静支部ウイルス研究部会	神奈川県衛生研究所
4	地方衛生研究所全国協議会総会	北海道立道民活動センターかでる 2・7
5	地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部総会	横浜市開港記念会館
6	地方衛生研究所全国協議会精度管理部会研修会	Web 開催
7	地域保健総合推進事業地域レファレンスセンター連絡会議	Web 開催
8	全国衛生化学技術協議会年会	フェニーチェ堺
9	地域保健総合推進事業関東甲信静ブロック地域専門家会議	Web 開催
10	地域保健総合推進事業第1回関東甲信静ブロック会議	Web 開催
11	地域保健総合推進事業第2回関東甲信静ブロック会議	Web 開催
12	地域保健総合推進事業技術研修会	Web 開催
13	関東甲信静支部細菌研究部会	大宮ソニックシティ
14	関東甲信静支部理化学研究部会	長野市生涯学習センター
15	レジオネラ・レファレンスセンター会議	Web 開催
16	地衛研 Web Mini セミナー	Web 開催
17	インフルエンザ・レファレンス等関連会議	Web 開催
18	風疹実地研修会	国立感染症研究所村山庁舎
19	希少感染症診断技術研修会	Web 開催

令和7年度版 事 業 概 要

発 行 越谷市保健所

₹343-0023

埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地

電 話 (048) 973-7530 FAX (048) 973-7534